

沖縄市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

令和 3 年 3 月

沖 縄 市

<目次>

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画について…………… 1
2. 計画の位置づけ…………… 2
3. 計画対象地域…………… 2
4. 計画期間及び目標年度…………… 2

第2章 沖縄市の概要

1. 沖縄市の位置…………… 3
2. 人口…………… 4
3. 産業…………… 5
4. 土地利用状況…………… 6

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況…………… 7
2. ごみ処理の課題……………26
3. ごみ処理行政の動向……………28
4. ごみ排出量の将来推計……………32
5. ごみ減量化目標の設定……………39
6. ごみ処理の基本理念・基本方針 ……42
7. ごみの排出抑制のための方策……………43
8. ごみの分別区分……………45
9. 収集・運搬計画 ……48
10. 中間処理計画……………48
11. 最終処分計画……………49
12. その他の計画……………50

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況……………51
2. 生活排水処理の課題……………55
3. 生活排水の将来推計について……………57
4. 生活排水処理の基本理念・基本方針 ……58
5. 生活排水処理対策……………59
6. し尿・浄化槽汚泥の処理計画 ……60
7. 収集・運搬計画 ……61
8. 中間処理計画……………61
9. 最終処分計画……………61

添付資料 関係法令 ……62

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

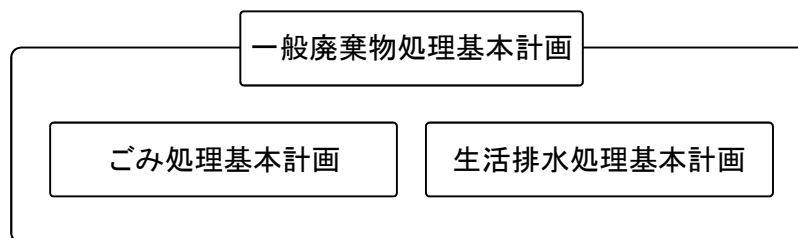


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の構成

本市では、平成 27 年度に平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

令和 2 年度は中間年度となっており、設定した目標値の達成状況などの検証を行い、現状や課題を整理するとともに、「SDG s (エスディージーズ)」の考え方も踏まえ計画の見直しを行っています。

SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)



1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 持続可能な成長を促進する	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも、経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任、つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

「SDG s」は、2030 年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標で、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットが掲げられています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき策定するもので、本市が市内から排出される一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市内全域(米軍施設内を除く)を対象とするとともに、市内から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合(構成市町：本市、宜野湾市、北谷町)管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

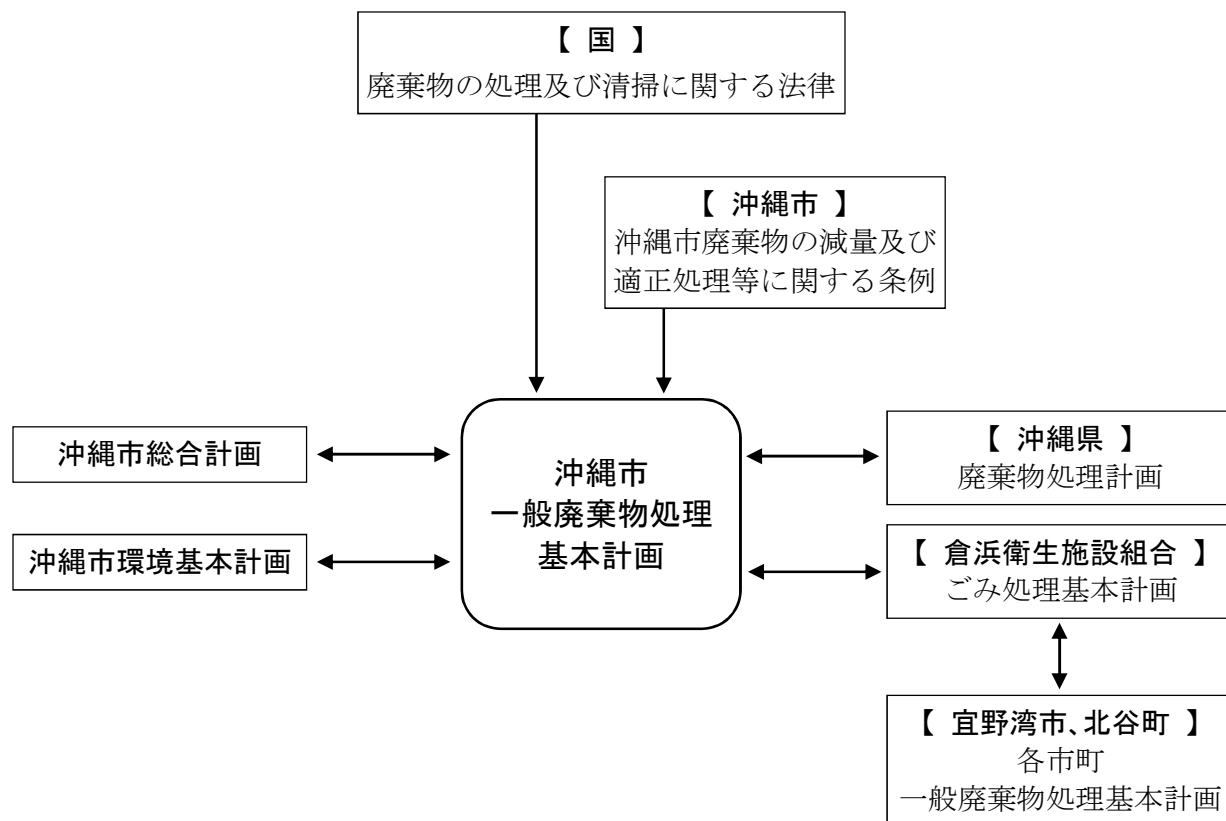


図 1-2 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）

3. 計画対象地域

計画対象地域は、市内全域(米軍施設内を除く)とします。

4. 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度、目標年度は令和 7 年度となっており、令和 2 年度は計画の見直し年度となっています。

表 1-1 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年度

平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)	令和 1 年度 (4 年目)	令和 2 年度 (5 年目)	令和 3 年度 (6 年目)	令和 4 年度 (7 年目)	令和 5 年度 (8 年目)	令和 6 年度 (9 年目)	令和 7 年度 (10 年目)
計画の 初年度				計画の 見直し 年度					計画の 目標年度

第2章 沖縄市の概要

1. 沖縄市の位置

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、市域面積 49.0 ㎢の約 9 割が標高 100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっています。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面しています。

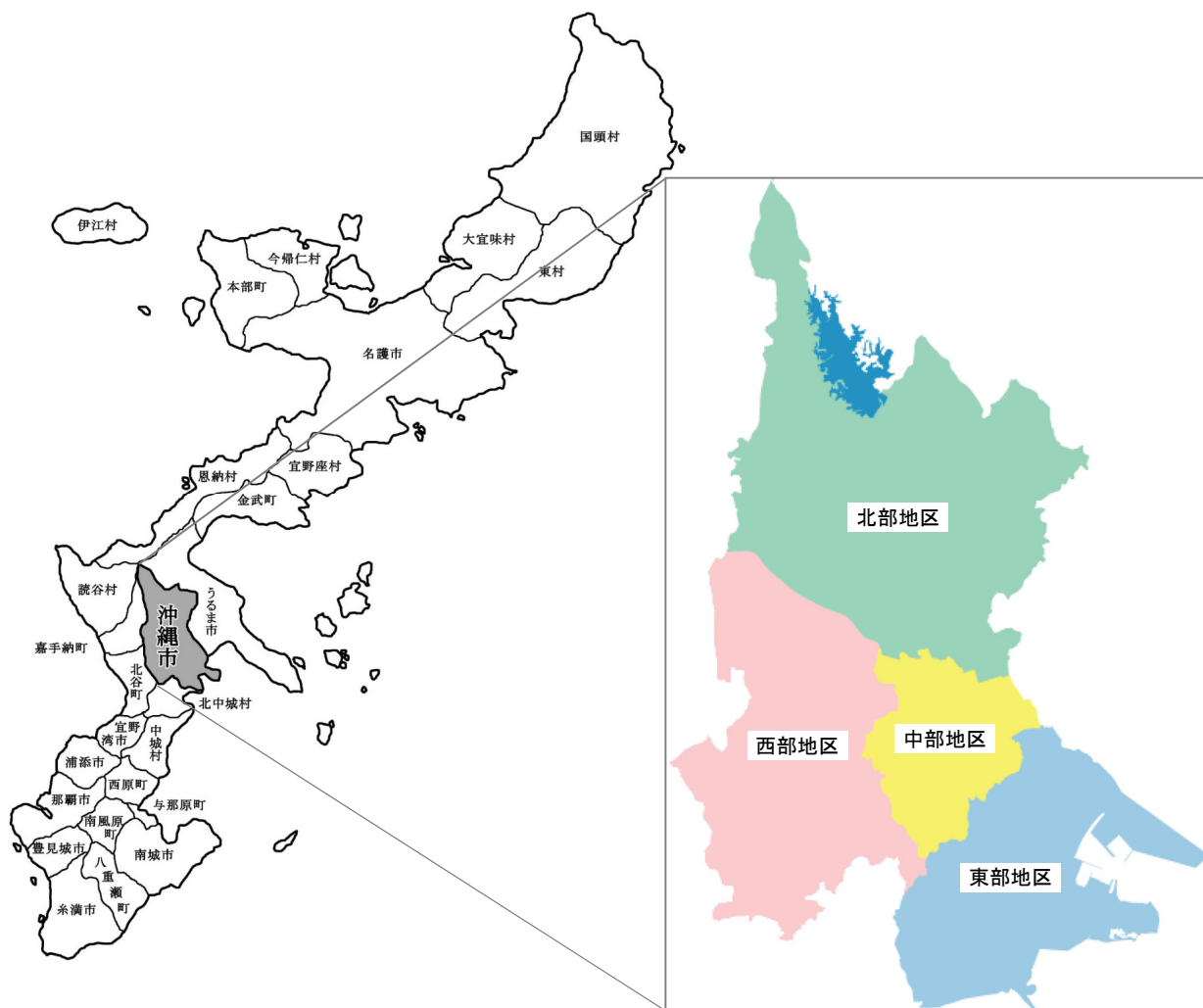
また、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。

北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなし、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。

中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道 329 号と国道 330 号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域となっています。

東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行し人口が増加しています。

西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として急速な発展を遂げてきた地区です。



資料：沖縄市防災マップ

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/bousaimap/>

図 2-1 沖縄市の位置

2. 人口

本市の平成 22 年度から令和 1 年度までの人口と世帯数の推移は、人口及び世帯数ともに増加傾向となっています。

表 2-1 人口と世帯数の推移（各年 12 月 31 日現在）

年度	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成22年	135,579	53,237	2.55
平成23年	136,390	54,283	2.51
平成24年	137,174	54,713	2.51
平成25年	138,896	56,334	2.47
平成26年	139,181	57,215	2.43
平成27年	140,503	58,623	2.40
平成28年	141,612	59,910	2.36
平成29年	141,775	60,824	2.33
平成30年	142,217	62,026	2.29
令和 1 年	142,634	63,234	2.26

資料：「第 46 回沖縄市統計書 令和元年度版」（沖縄市）

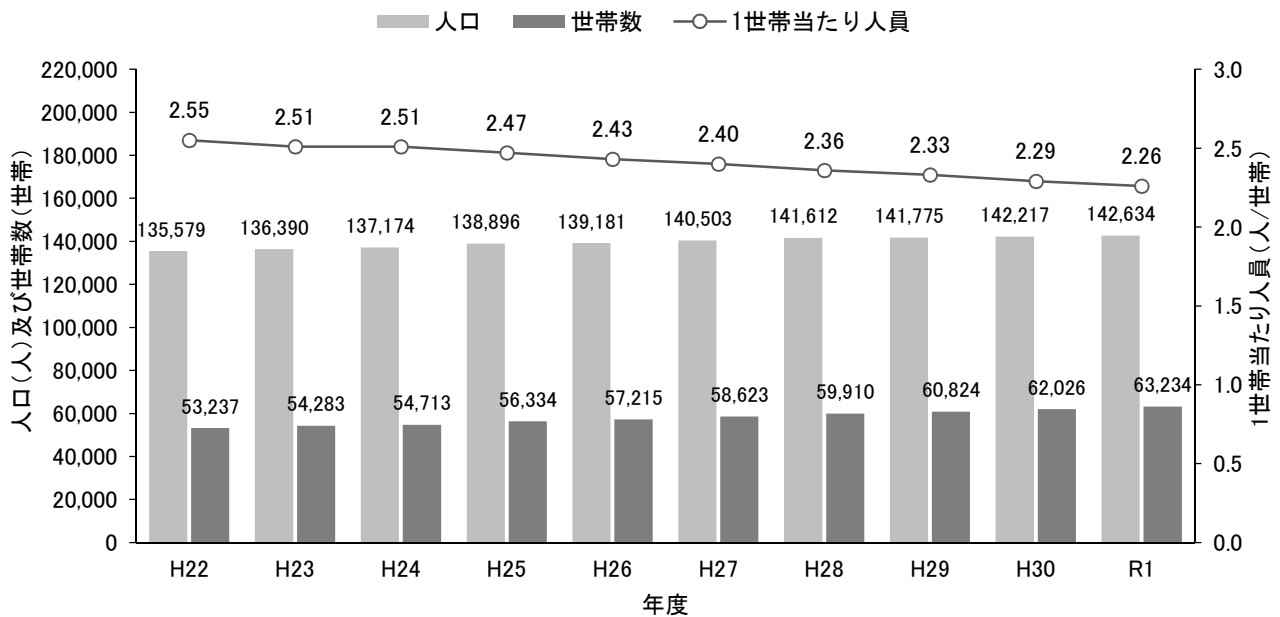


図 2-2 人口と世帯数の推移

3. 産業

本市の事業所は、平成 24 年から平成 26 年では同程度に推移していますが、平成 26 年から平成 28 年では減少しています。

平成 28 年の事業所数は、5,275 事業所で、「卸売業、小売業」が 1,290 事業所(24.5%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 1,090 事業所(20.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が 524 事業所(9.9%)となっています。

表 2-2 産業分類別事業所数の推移

単位：事業所数

産業分類	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
総数	5,459	5,453	5,275
第一次産業	5	7	5
農業、林業、漁業	5	7	5
第二次産業	475	477	468
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1
建設業	293	290	284
製造業	181	186	183
第三次産業	4,979	4,969	4,802
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－
情報通信業	33	38	28
運輸業、郵便業	64	59	53
卸売業、小売業	1,373	1,349	1,290
金融業、保険業	82	81	82
不動産業、物品賃貸業	453	429	394
学術研究、専門・技術サービス業	199	196	198
宿泊業、飲食サービス業	1,131	1,139	1,090
生活関連サービス業、娯楽業	552	567	524
教育、学習支援業	297	281	273
医療、福祉	376	442	484
複合サービス事業	19	19	18
サービス業（他に分類されないもの）	400	369	368

注 事業所数に事業内容不詳事業所は含まない。

資料 「第 43 回及び 46 回沖縄市統計書 平成 28 年度及び令和元年度版」（沖縄市）

4. 土地利用状況

本市の土地地目別面積の合計は、31,504,223 ㎡となっています。

土地地目別面積の内訳は、宅地の 40.72%が最も多く、次いで畑の 9.81%、原野の 6.03%となっています。また、その他が 43.44%となっています。

表 2-3 土地地目別面積（平成 30 年 1 月 1 日）（単位：㎡）

	合計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積	31,504,223	—	3,090,964	12,827,675	—	1,900,467	13,685,117
割合	100.00%	0.00%	9.81%	40.72%	0.00%	6.03%	43.44%

注 1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

注 2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

資料：「第 62 回沖縄県統計年鑑（令和元年版）」（沖縄県企画部）

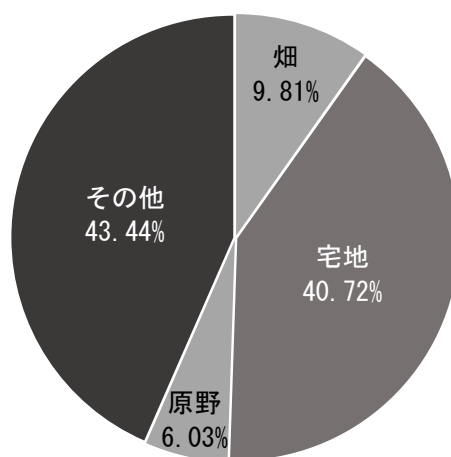


図 2-2 土地地目別面積（平成 30 年 1 月 1 日）

本市の米軍基地と自衛隊基地の面積の状況を以下に示します。

本市の米軍基地の面積は 1,689.6 ha (34.5%) で、自衛隊基地が 69.0 ha (1.4%) となっています。

表 2-4 米軍基地と自衛隊基地の面積（単位：ha）

	総面積	米軍基地	自衛隊基地
面積	4,972.0	1,689.6	69.0
割合	100.0%	34.0%	1.4%

注：総面積は平成 29 年 10 月 1 日現在、米軍基地及び自衛隊基地は平成 30 年 3 月末現在の施設面積

資料：「第 62 回沖縄県統計年鑑（令和元年版）」（沖縄県企画部）

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理の流れ

本市のごみの収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者が行っています。

ごみの中間処理及び最終処分は、本市、宜野湾市、北谷町の2市1町で構成している倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設にて行っています。

本市の中間処理は、「エコトピア池原(熱回収施設)」にて可燃ごみの溶融処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」にて不燃ごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行われています。

草木類については、民間業者に処理を委託し、堆肥化の原料として有効利用しています。

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコボウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

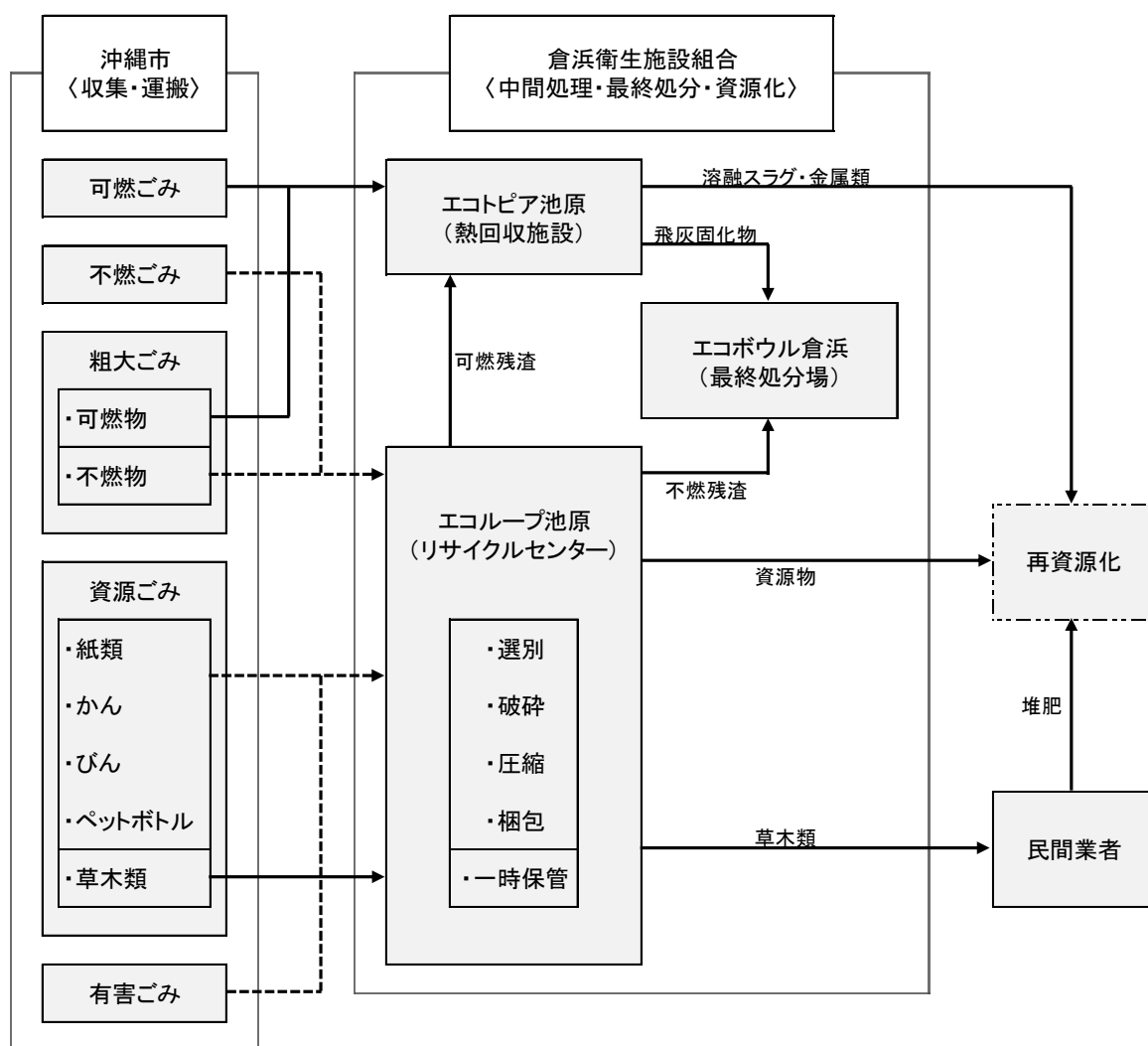


図 3-1 沖縄市のごみ処理の流れ

本市の分別区分は、家庭系ごみが「可燃ごみ(もやせるごみ)」、「不燃ごみ(もやせないごみ)」、「粗大ごみ」、「資源ごみ(かん・びん・紙類・ペットボトル・草木類)」、「有害ごみ」の5種分別となっており、事業系ごみは「可燃ごみ(もやせるごみ)」、「不燃ごみ(もやせないごみ)」、「資源ごみ(かん・びん・紙類・ペットボトル)」の3種分別となっています。

家庭ごみの正しい分け方・出し方

1.分別して 2.収集曜日の朝8時まで 3.一般住宅は門前、アパート・マンションは指定のみ置き場へ

注意していただくこと

リサイクル受付
リサイクルセンター
郵便局

- 8 -

家庭ごみの収集曜日

※収集曜日の朝 8 時までに出してください。

地 域	もやせる ごみ (指定ごみ袋)	もやせない ごみ (指定ごみ袋)	草木類 (透明袋)	かん (透明袋)	びん (透明袋)	紙類 (縛る)	ペット ボトル (透明袋)
				有害ごみ (透明袋)			
池原、登川、知花、松本、 明道、八重島、美原、 美里 1～6 丁目	月・木	水	水	金			
越来、城前町、嘉間良、 住吉、中央、上地	月・木	金		火			
諸見里、山里、 山内、南桃原	月・木	金		火			
園田、久保田、 胡屋 2～6 丁目	月・木	金		水			
照屋、室川、仲宗根町、 安慶田 1～4 丁目、 胡屋 1 丁目	火・金	木		水			
安慶田 5 丁目、 胡屋 7 丁目、 与儀、比屋根、高原、 泡瀬 1～4 丁目、 大里 1 丁目	火・金	水		木			
泡瀬 5～6 丁目、大里 2 丁目、 字大里、海邦町、海邦、桃原、古謝、 古謝津嘉山町、東、宮里、字美里、 美里仲原町	火・金	木		月			

※年始（1月1日から3日まで）はごみ収集は休みです。

図 3-3 家庭系ごみの収集曜日

品 沖縄市 事業系ごみの分け方・出し方

How To Take Out The Trade Refuse 正商類垃圾分类・垃圾投放方法

もやせないごみ

Combustible Trash 可燃垃圾

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口

※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請裝入透明垃圾袋後投放

- 紙くず
Paper scraps
紙屑
- 生ごみ※よく水切りすること!
Food scraps. Drain well. 厨余※請充分瀝乾水分
- ゴム・皮革製品
Rubber/leather 橡膠・皮革製品
- かばん
Bags 手提包
- ホース
Hoses 塑料管
50cm 以内に切断してください
Cut into pieces shorter than 50cm.
請切斷為 50cm 以內長短
- 布きれ
Fabric scraps
布類 (破布)
- 弁当から
Disposable lunch boxes
便當空盒
- プラスチック類
Plastics 塑膠類
- CD・テープ類
CDs / Cassette tapes
CD・錄影帶類

もやせないごみ

Noncombustible Trash 不可燃垃圾

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口

※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請裝入透明垃圾袋後投放

- なべ類
Pots 鍋類
- ハンガー (金属)
Metal hangers
衣架 (金属)
- フライパン
Frying pans
平底鍋
- カサ
Umbrellas 雨傘
- 白熱球
Incandescent light bulbs
燈泡
- 食器類 (陶器類、ガラス)
Tableware (ceramic/glass)
餐具類 (陶瓷、玻璃)
- 炊飯器
Rice cooker
電飯鍋
- 小型の電化製品
Small electrical appliances
小型家電
- 電気ポット
Electric pots
電熱水壺

資源ごみ
缶・ビン・紙類
ペットボトル

Recyclable Trash Cans/bottles/paper/PET bottles 資源垃圾 罐、瓶、紙類、塑料瓶

※スプレー缶などは
ガス必ず切り切る
Empty aerosol from
spray cans.
※噴霧罐等請務必把氣
體全部排出

※新聞とチラシは混ぜても出せます
Newspapers and flyers
can be mixed.
※報紙和宣傳單可以混在一起投放

※牛乳パックなどは洗って切り開いて
ひもで十字にしばってください。
Wash, cut open and secure together with string.
※牛奶紙盒等請清洗乾淨後剪開，
用繩子以十字型捆綁

※このマークが
目印です
This sign indicates the
material is recyclable.
※請由此符號辨識

※テープ、ホッチキスは除く
Remove tape and staples.
※請除去膠帶、訂書針

※瓶類ごとに分けて出してください。●キャップを必ずはずしてください。
●中を軽くすすいでください。
●ペットボトルはラベルをはがしてできるだけつぶしてください。

※紙類は種類別にひもでしばってください。できるだけ紙ひもを使いましょう。
Separate by type and tie together with strings. Use paper strings if possible.
※請按種類區分後用繩子捆綁 盡可能使用紙繩

正しい出し方
How To Separate
正確的投放方式

●種類ごとに分けて出してください。●キャップを必ずはずしてください。
●中を軽くすすいでください。
●ペットボトルはラベルをはがしてできるだけつぶしてください。

※透明袋に入れて、口は必ずしばって出してください。
Place in clear bags. Tie the bag securely.
※請裝入透明垃圾袋後投放※請務必扎緊袋口

※紙類は種類別にひもでしばってください。できるだけ紙ひもを使いましょう。
Separate by type and tie together with strings. Use paper strings if possible.
※請按種類區分後用繩子捆綁 盡可能使用紙繩

お問い合わせ先：●ごみの分け方・出し方・資源化について ●許可業者について 沖縄市役所 環境課 ☎939-1212 (代) 内線 2223~2226
Contact : ● How to separate, take out or recycle the trash ● Approved operator information Environmental Division, Okinawa City hall TEL:939-1212(Ext.2223~2226)
諮詢專線 ●有關垃圾的分類、投放方式、資源回收 ●有關持有營業執照的公司 沖縄市政府 環境課 939-1212 (總機)

図 3-4 事業系ごみの分別ポスター

(3) ごみ処理の主体

本市のごみ処理の主体は、以下のとおりとなっています。

表 3-1 ごみ処理の主体

排出源・分別区分			排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ		住民	沖縄市	倉浜衛生 施設組合	倉浜衛生 施設組合
	不燃ごみ					
	粗大ごみ					
	資源ごみ	紙類				
		かん				
		びん				
		ペットボトル				
		草木類				
有害ごみ						
事業系ごみ			事業者			

(4) 収集・運搬体制

本市のごみの収集運搬は、一般家庭から排出される家庭系ごみは「委託業者」により行われており、事業所等から排出される事業系ごみは「許可業者」により行われています。

① 収集区域

市内全域（米軍施設内を除く）

② 収集方式

家庭系ごみ：戸別収集方式

事業系ごみ：事業者と許可業者の契約により収集方式が決定されます。

(5) 有料化の実施状況

有料化の実施状況を以下に示します。

表 3-2 有料化の実施状況

排出源	主体	対象ごみ	有料化開始年月	徴収方法	指定袋の種類及び料金
家庭系	沖縄市	可燃ごみ 不燃ごみ	平成 12 年 12 月	指定袋	大 (86cm×67cm) : 25 円/枚
					中 (78cm×50cm) : 20 円/枚
					小 (65cm×40cm) : 15 円/枚
		粗大ごみ	平成 17 年 7 月	処理券	300 円/枚
事業系	倉浜衛生 施設組合	可燃ごみ 不燃ごみ	平成 16 年 4 月	従量制	60 円/10kg

(6) 中間処理・最終処分体制

本市の中間処理は、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原(熱回収施設)」にて可燃ごみの熔融処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」にて不燃ごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行われています。

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコボウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

表 3-3 エコトピア池原(熱回収施設)の概要

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	309t/日 (103t/24h×3 炉)
熔融焼却設備	流動床式ガス化熔融炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式(最大出力 6,000kW)
建築面積	5,059.55 m ²
延床面積	9,425.85 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 4 階
総事業費	9,954,000 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

表 3-4 エコループ池原(リサイクルセンター)の概要

施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	82t/日(5h) 不燃ごみ(21t/5h)・不燃性粗大ごみ(7t/5h)・かん類(12t/5h)・びん類(8t/5h) ペットボトル(3t/5h)・紙類(31t/5h) [ストックヤード併設] 面積: 1,525 m ² 分別: 14 分別(紙類・金属類・ガラス類・ペットボトル・草木類・スラグ・その他)
建築面積	3,195.33 m ²
延床面積	5,480.57 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地上 4 階
総事業費	1,862,700 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

表 3-5 エコボウル倉浜(最終処分場)の概要

施設名称	エコボウル倉浜(最終処分場)
所在地	沖縄市字倉敷 111 番地
竣工年月	平成 8 年 12 月
稼働年月	平成 9 年 4 月
埋立対象	焼却灰・破碎残渣
施設規模	埋立処分場: 埋立面積 38,000 m ² 、埋立容量 400,000 m ³ 進出水処理施設: 処理能力 140 m ³ /日
処理方式	埋立処分場: 準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設: 接触ばっ気生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
総事業費	2,738,582 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

(7) ごみ排出量の推移

本市の過去 10 年間(平成 22 年度～令和 1 年度)のごみ排出量実績を以下に示します。

表 3-6 ごみ排出量実績

年度			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
行政区域内人口（人）			136, 072	136, 891	137, 894	138, 220	138, 503	139, 813	141, 090	141, 451	141, 747	142, 093
事業所数（事業所）			－	－	5, 459	－	5, 581	－	5, 275	－	－	－
家庭系ごみ (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	22, 872	23, 557	23, 630	22, 945	23, 570	22, 852	23, 245	23, 293	23, 634	22, 457
		不燃ごみ	548	544	526	454	495	582	606	684	757	824
		粗大ごみ	527	603	637	682	666	663	691	649	788	881
		資源ごみ	3, 548	3, 930	3, 734	3, 527	3, 290	3, 087	3, 190	3, 182	3, 293	4, 586
		かん類	355	398	353	413	419	466	520	433	364	338
		びん類	1, 030	1, 090	1, 018	1, 046	1, 047	1, 063	1, 077	1, 116	1, 158	983
		ペットボトル	397	378	377	416	424	441	492	503	535	552
		紙類	740	721	728	733	757	739	766	788	900	1, 182
		草木	1, 026	1, 343	1, 258	919	643	378	335	342	336	1, 531
		有害ごみ	11	20	20	19	18	18	17	17	16	33
	計	27, 506	28, 654	28, 547	27, 627	28, 039	27, 202	27, 749	27, 825	28, 488	28, 781	
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	210	266	228	213	230	221	218	196	203	170
		不燃ごみ	1	3	5	4	7	3	7	9	15	4
		粗大ごみ	13	26	20	26	81	9	14	100	71	68
		資源ごみ(草木)	134	85	80	163	87	185	184	163	210	142
		有害ごみ	0	0	0	0	0	0*	0	0	0*	0
		計	358	380	333	406	405	418	423	468	499	384
	収集ごみ＋直接搬入ごみ	可燃ごみ	23, 082	23, 823	23, 858	23, 158	23, 800	23, 073	23, 463	23, 489	23, 837	22, 627
		不燃ごみ	549	547	531	458	502	585	613	693	772	828
		粗大ごみ	540	629	657	708	747	672	705	749	859	949
		資源ごみ	3, 682	4, 015	3, 814	3, 690	3, 377	3, 272	3, 374	3, 345	3, 503	4, 728
		かん類	355	398	353	413	419	466	520	433	364	338
		びん類	1, 030	1, 090	1, 018	1, 046	1, 047	1, 063	1, 077	1, 116	1, 158	983
		ペットボトル	397	378	377	416	424	441	492	503	535	552
		紙類	740	721	728	733	757	739	766	788	900	1, 182
		草木	1, 160	1, 428	1, 338	1, 082	730	563	519	505	546	1, 673
		有害ごみ	11	20	20	19	18	18	17	17	16	33
		合計	27, 864	29, 034	28, 880	28, 033	28, 444	27, 620	28, 172	28, 293	28, 987	29, 165
事業系ごみ (t/年)		収集ごみ	可燃ごみ	12, 026	12, 396	12, 798	12, 972	13, 119	13, 986	13, 887	13, 896	14, 139
	不燃ごみ		877	378	117	127	119	134	139	147	185	191
	資源ごみ		0	379	543	517	525	621	586	587	635	725
	かん類		0	23	66	55	52	60	58	46	50	52
	びん類		0	350	477	462	473	517	478	489	522	523
	ペットボトル		0	2	0	0	0	6	8	9	22	108
	紙類		0	4	0	0	0	38	42	43	41	42
	合計		12, 903	13, 153	13, 458	13, 616	13, 763	14, 741	14, 612	14, 630	14, 959	14, 500
	ごみ総排出量 (家庭系＋事業系)	t/年	40, 767	42, 187	42, 338	41, 649	42, 207	42, 361	42, 784	42, 923	43, 946	43, 665
		t/日	112	115	116	114	116	116	117	118	120	119
g/人/日		821	842	841	826	835	828	831	831	849	840	
家庭系ごみ		t/年	27, 864	29, 034	28, 880	28, 033	28, 444	27, 620	28, 172	28, 293	28, 987	29, 165
		kg/人	205	212	209	203	205	198	200	200	204	205
		g/人/日	561	579	574	556	563	540	547	548	560	561
事業系ごみ	t/年	12, 903	13, 153	13, 458	13, 616	13, 763	14, 741	14, 612	14, 630	14, 959	14, 500	
	t/日	35	36	37	37	38	40	40	40	41	40	

資料 ごみ排出量：ごみ搬入及び処理状況年報（倉浜衛生施設組合）

事業所数：経済センサス

※家庭系ごみ 直接搬入ごみ 有害ごみ：平成 27 年度 0.14 t/年、平成 30 年度 0.01 t/年

本市の令和1年度のごみ総排出量は 43,665 t/年、1人1日当たりごみ排出量は 840 g/人・日となっています。

過去10年間の1人1日当たりごみ排出量は、平成22年度に821 g/人・日と最も少なく、平成30年度に849 g/人・日と最も多くなっています。

1人1日当たりごみ排出量の全国平均値は減少傾向、沖縄県平均値は微増傾向を示していますが、本市では約840 g/人・日前後で推移しています。

また、全国平均値及び沖縄県平均値よりも低い値で推移しています。

表 3-7 ごみの排出量の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
人口(人)	136,072	136,891	137,894	138,220	138,503	139,813	141,090	141,451	141,747	142,093
ごみ総排出量 (t/年)	計画収集量	40,409	41,807	42,005	41,243	41,802	41,943	42,361	42,455	43,447
	直接搬入量	358	380	333	406	405	418	423	468	384
	合計	40,767	42,187	42,338	41,649	42,207	42,361	42,784	42,923	43,946
	家庭系	27,864	29,034	28,880	28,033	28,444	27,620	28,172	28,293	29,165
	事業系	12,903	13,153	13,458	13,616	13,763	14,741	14,612	14,630	14,500
1人1日 当たり ごみ排出量 (g/人・日)	沖縄市	821	842	841	826	835	828	831	831	849
	沖縄県	834	847	853	830	844	841	854	868	—
	全 国	976	976	964	958	947	939	925	920	918

資料 ごみ搬入及び処理状況年報（倉浜衛生施設組合）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

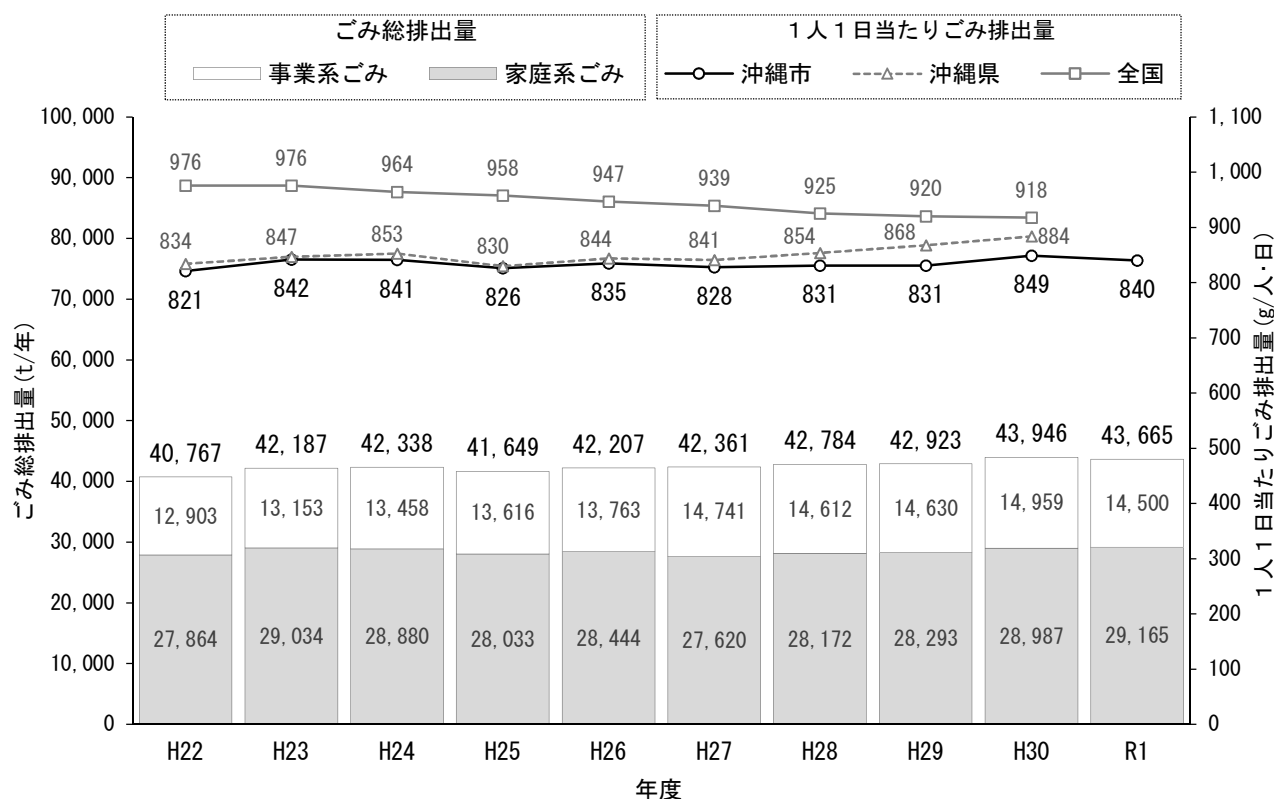


図 3-5 ごみ排出量の推移

(8) ごみ種類別排出量の推移

令和 1 年度のごみ種類別排出量は、可燃ごみが 36,211 t /年(82.93%)と最も多く、次いで資源ごみが 5,453 t /年(12.49%)、不燃ごみが 1,019 t /年(2.33%)、粗大ごみ 949 t /年(2.17%)となっています。

平成 22 年度と令和 1 年度のごみ種類別排出量の割合を比較すると、可燃ごみと不燃ごみの割合は減少し、その他のごみの割合は増加しています。

表 3-8 ごみ種類別排出量の推移 (単位: t /年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
可燃ごみ	35,108	36,219	36,656	36,130	36,919	37,059	37,350	37,385	37,976	36,211
不燃ごみ	1,426	925	648	585	621	719	752	840	957	1,019
粗大ごみ	540	629	657	708	747	672	705	749	859	949
資源ごみ	3,682	4,394	4,357	4,207	3,902	3,893	3,960	3,932	4,138	5,453
かん類	355	421	419	468	471	526	578	479	414	390
びん類	1,030	1,440	1,495	1,508	1,520	1,580	1,555	1,605	1,680	1,506
ペットボトル	397	380	377	416	424	447	500	512	557	660
紙類	740	725	728	733	757	777	808	831	941	1,224
草木	1,160	1,428	1,338	1,082	730	563	519	505	546	1,673
有害ごみ	11	20	20	19	18	18	17	17	16	33
合計	40,767	42,187	42,338	41,649	42,207	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665

資料 ごみ搬入及び処理状況年報 (倉浜衛生施設組合)

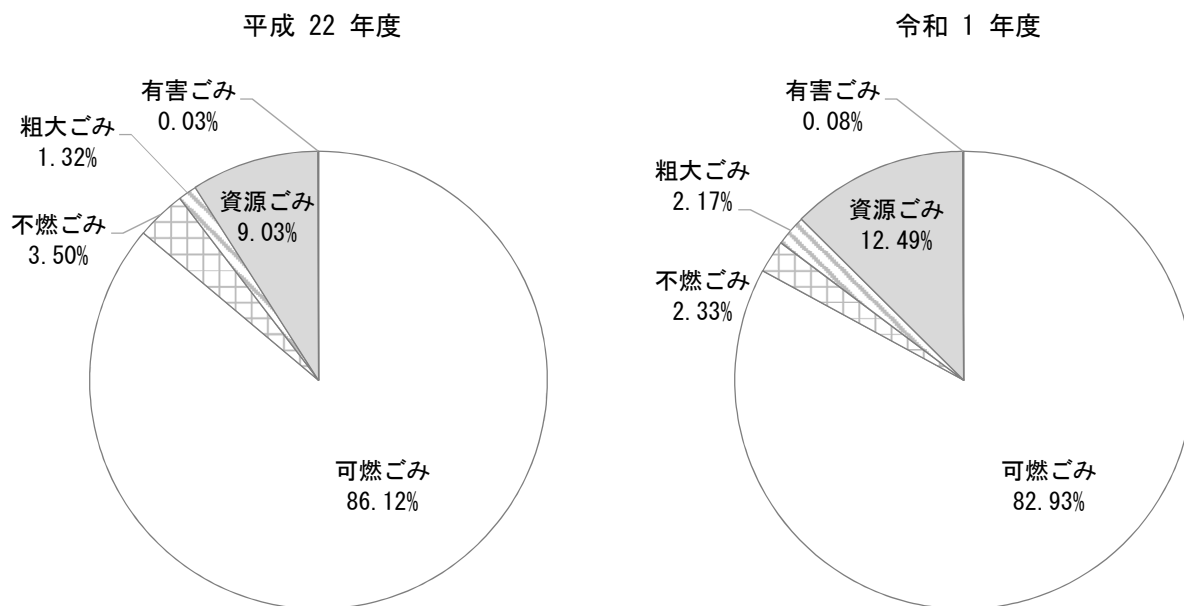


図 3-6 平成 22 年度と令和 1 年度のごみ種類別排出量の割合の比較

(9) ごみ処理状況

令和1年度のごみ処理量は、43,200 t/年となっており、そのうち直接焼却量が 36,626 t/年(84.8%)、焼却以外の中間処理量が 6,574 t/年(15.2%)となっています。

表 3-9 ごみ処理状況の推移 (単位: t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
直接焼却量	35,447	36,544	36,693	36,273	37,844	37,324	37,770	37,971	38,710	36,626
焼却以外の中間処理	5,119	5,169	5,008	4,838	4,298	4,276	4,107	4,384	4,687	6,574
リサイクルセンター	4,228	4,150	4,089	4,166	3,950	4,144	3,889	4,011	4,306	4,963
堆肥化施設	891	1,019	919	672	348	132	218	373	381	1,611
合計	40,566	41,713	41,701	41,111	42,142	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

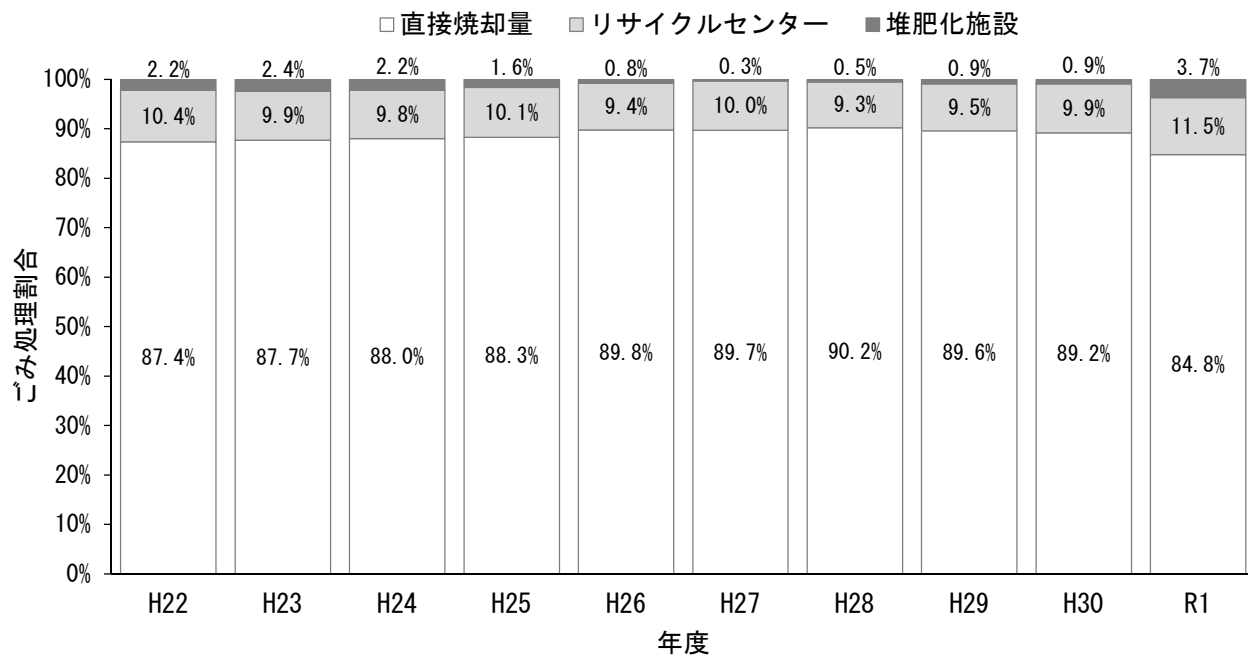


図 3-7 ごみ処理割合の推移

(10) 資源化の状況

令和1年度の資源化量は、5,733 t/年となっており、リサイクル率は13.3%となっています。

資源化量の内訳は、肥料 1,582 t/年(27.6%)が最も多く、次いでガラス類 1,239 t/年(21.6%)、紙類 1,191 t/年(20.8%)となっています。

過去10年間の推移では、令和1年度が最も高いリサイクル率を示しています。

表 3-10 資源化量の推移（単位：t/年）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
紙類	612	576	632	674	602	610	590	606	761	1,191
その他紙	601	318	354	378	336	344	308	274	357	555
紙パック	11	9	8	8	6	7	5	5	6	7
紙製容器包装	0	249	270	288	260	259	277	327	398	629
金属類	741	676	673	651	612	704	732	750	737	806
ガラス類	1,164	1,309	1,302	1,363	1,227	1,179	1,191	1,220	1,157	1,239
ペットボトル	325	328	343	384	344	362	393	410	441	583
その他	1,809	2,412	2,226	1,885	1,509	1,510	1,137	1,233	961	1,914
肥料	891	1,007	905	672	341	130	215	368	375	1,582
溶融スラグ	907	1,388	1,305	1,198	1,149	1,365	908	851	574	263
蛍光管等	11	17	16	15	19	15	14	14	12	69
合計[資源化量]	4,651	5,301	5,176	4,957	4,294	4,365	4,043	4,219	4,057	5,733
リサイクル率	11.5%	12.7%	12.4%	12.1%	10.2%	10.5%	9.7%	10.0%	9.3%	13.3%
ごみ処理量	40,566	41,713	41,701	41,111	42,142	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

※リサイクル率：ごみ処理量に対する資源化量の割合【合計[資源化量]÷ごみ処理量×100】

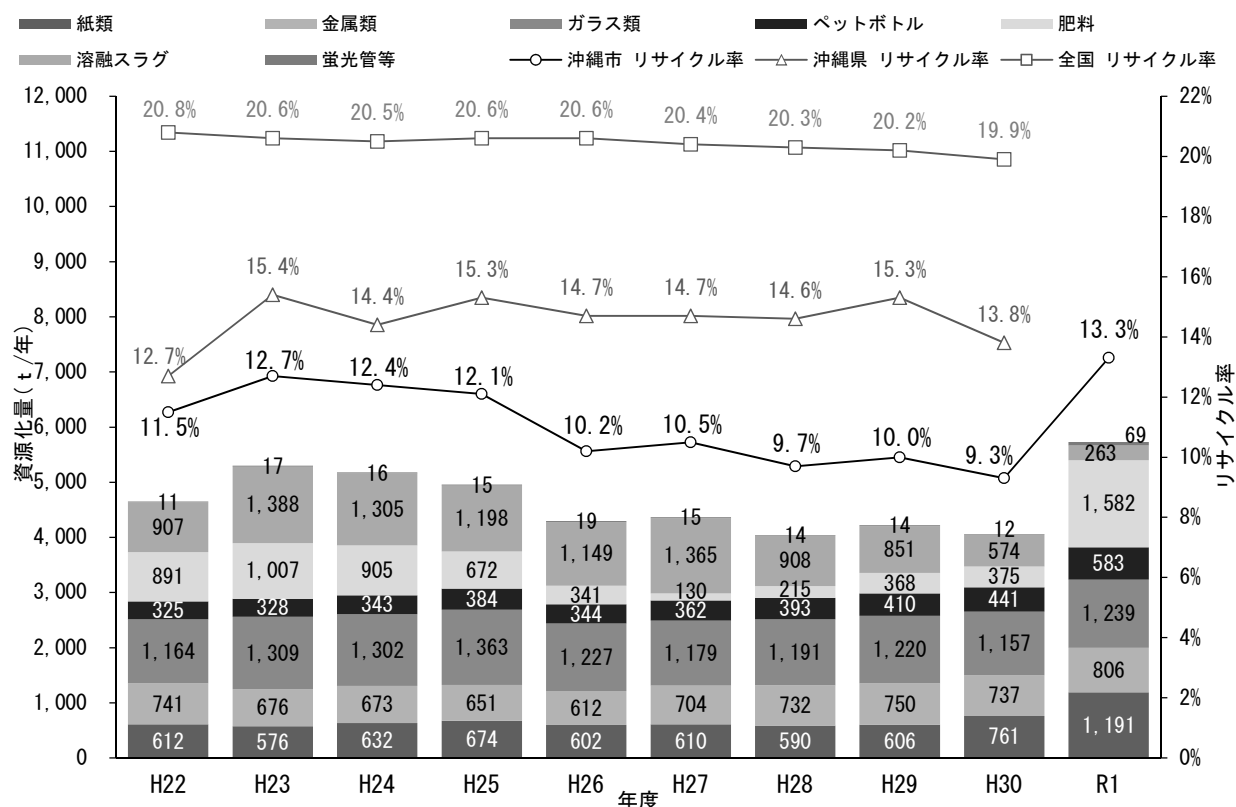


図 3-8 資源化量の推移

(11) 余熱利用(発電)の状況

倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)では、排ガスの熱エネルギーを利用し発電を行い、施設内の電力を賄っており、余剰電力は電力会社へ売電しています。

表 3-11 熱回収施設での余熱利用(発電)の実績(単位: MWh/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
総発電量	23,857	29,773	29,055	30,240	31,099	32,516	33,413	34,776	36,026	34,861

資料 倉浜衛生施設組合資料

(12) 生ごみ処理器機等の購入に対する助成

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容器等の購入に対する助成制度を設けています。

令和1年度は、生ごみ処理容器11台、生ごみ処理機11台、生ごみ処理菌5回の助成を実施しています。

表 3-12 生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
生ごみ処理容器(台)	12	6	22	14	17	21	26	15	5	11
生ごみ処理機(台)	35	24	23	23	20	13	10	6	10	11
生ごみ処理菌(回)	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5
合計	47	30	45	37	37	34	36	21	20	27

資料 沖縄市環境課資料

(13) 最終処分状況

最終処分の対象物は、エコトピア池原(熱回収施設)から排出される焼却残渣(飛灰固化物)及びエコループ池原(リサイクルセンター)から排出される処理残渣(不燃残渣)です。

令和1年度の最終処分量は3,631 tとなっており、最終処分率は8.3%となっています。

表 3-13 最終処分量の推移 (単位: t/年)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
最終処分量	2,705	2,387	2,233	2,407	2,772	2,344	2,933	2,974	3,432	3,631
焼却残渣量	2,247	1,997	1,866	2,052	2,396	1,969	2,543	2,543	2,951	3,162
処理残渣量	458	390	367	355	376	375	390	431	481	469
最終処分率	6.6%	5.7%	5.3%	5.8%	6.6%	5.5%	6.9%	6.9%	7.8%	8.3%
ごみ総排出量	40,767	42,187	42,338	41,649	42,207	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

※最終処分率: ごみ総排出量に対する最終処分量の割合【最終処分量÷ごみ総排出量×100】

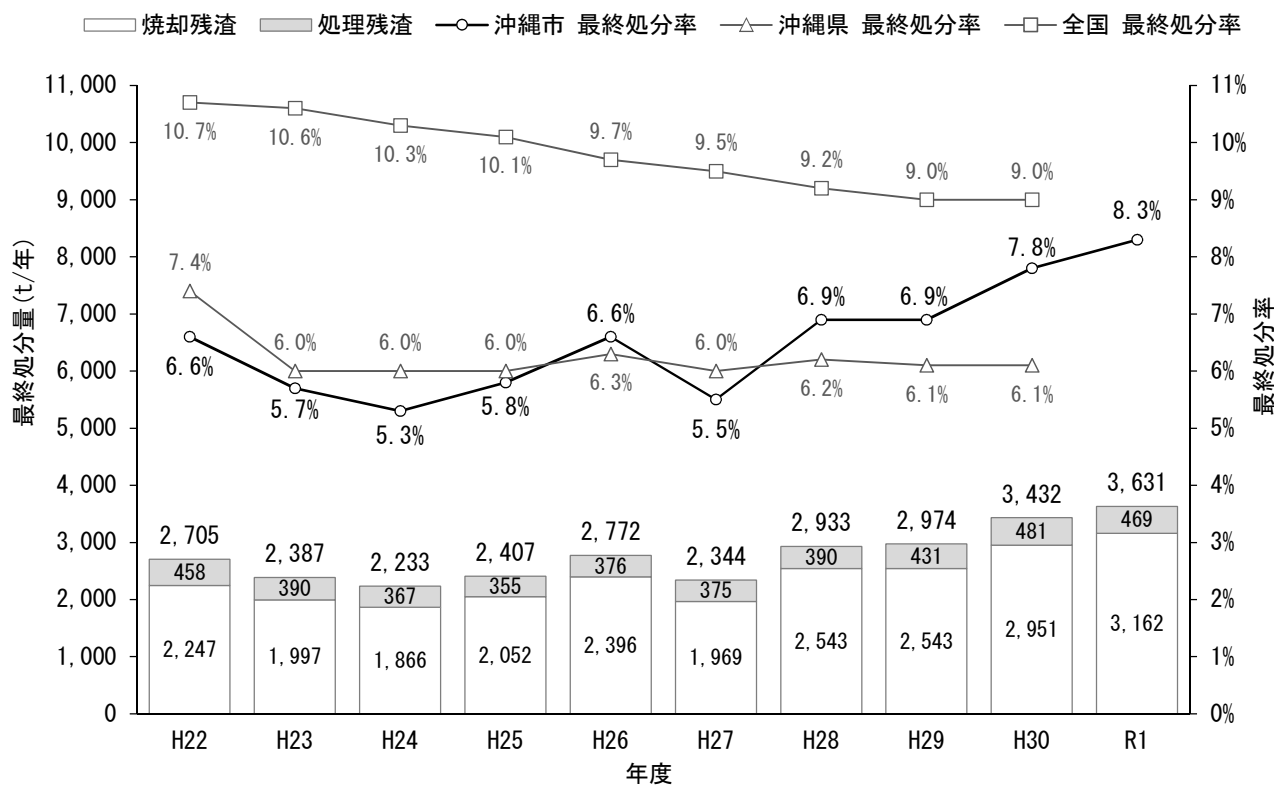


図 3-9 最終処分量の推移

(14) 可燃ごみの性状

本市のごみ処理を行っている倉浜衛生施設組合では、可燃ごみのごみ質調査を年 12 回実施しています。

令和 1 年度の可燃ごみの「種類・組成」は、紙・布類が 47.1%と最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 38.0%、厨芥類が 7.0%となっています。

「三成分」では、可燃分 51.4%、水分 42.4%、灰分 6.2%となっています。

表 3-14 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
種類・組成	紙・布類	51.0%	43.4%	38.7%	28.4%	19.8%	28.5%	29.8%	50.2%	52.6%	47.1%
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	30.0%	28.4%	27.7%	25.4%	27.8%	25.3%	30.1%	31.2%	31.1%	38.0%
	木・竹・ワラ類	5.1%	9.1%	22.4%	37.5%	42.7%	36.3%	30.6%	6.8%	7.4%	4.8%
	厨芥類	12.6%	14.3%	7.7%	5.5%	1.9%	3.1%	3.7%	9.2%	5.8%	7.0%
	不燃物類	0.6%	2.3%	1.6%	1.4%	1.7%	1.5%	2.6%	1.5%	1.6%	1.2%
	その他	0.7%	2.5%	1.9%	1.8%	6.1%	5.3%	3.2%	1.1%	1.5%	1.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単位容積重量 (kg/m³)		86	122	115	119	117	122	114	100	106	120
三成分	水分	37.7%	45.1%	36.2%	35.5%	31.4%	29.5%	29.4%	38.4%	40.4%	42.4%
	灰分	5.6%	5.9%	5.9%	4.7%	5.7%	5.8%	6.1%	6.3%	6.5%	6.2%
	可燃分	56.7%	49.0%	57.9%	59.8%	62.9%	64.7%	64.5%	55.3%	53.1%	51.4%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		12,550	10,463	11,555	12,858	12,600	13,408	13,508	11,857	9,966	9,861

資料 倉浜衛生施設組合

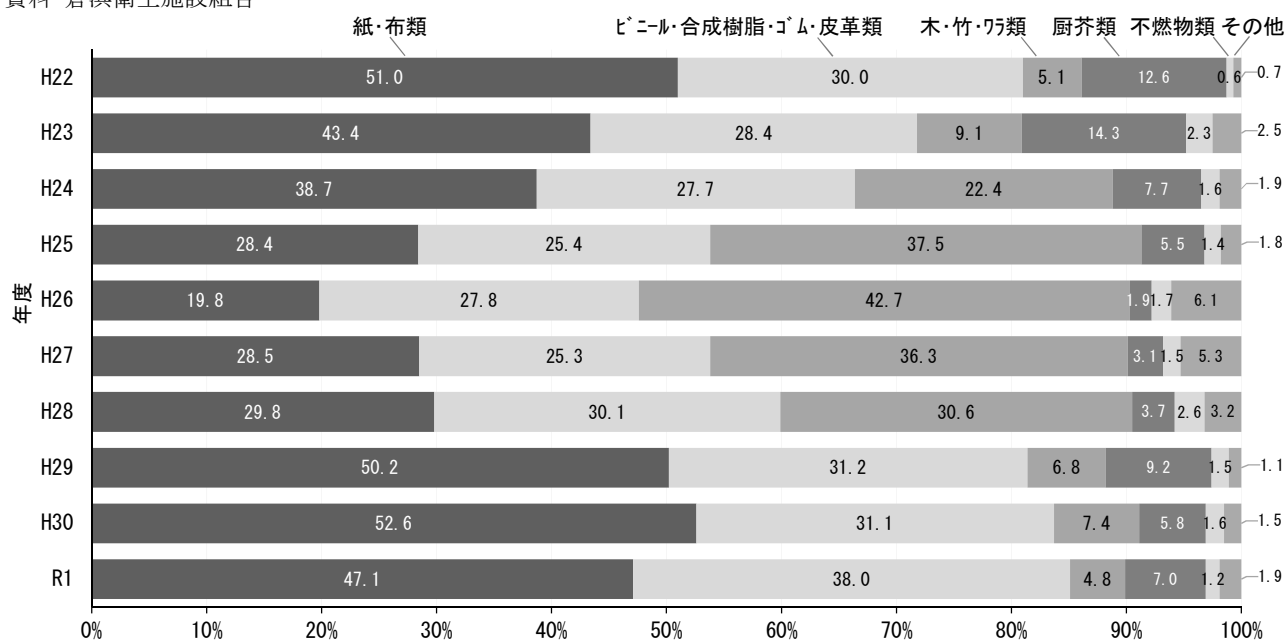


図 3-10 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

(15) ごみ処理費用

本市のごみ処理経費は、年間約 10 億円となっています。

令和 1 年度のごみ処理事業計費は、約 11 億 7 千万円となっており、住民 1 人当たりのごみ処理費用は 8,303 円、ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用は 27,310 円となっています。

表 3-15 ごみ処理事業経費の推移（平成 22～平成 26 年度）

年度	H22	H23	H24	H25	H26
処理及び維持管理費	886,493 千円	910,722 千円	898,668 千円	917,298 千円	953,573 千円
住民 1 人当たりのごみ処理費用 (沖縄市人口)	6,515 円/人 (136,072 人)	6,653 円/人 (136,891 人)	6,517 円/人 (137,894 人)	6,637 円/人 (138,220 人)	6,885 円/人 (138,503 人)
ごみ 1 t 当たりのごみ処理費用 (ごみ処理量)	21,853 円/t (40,566 t/年)	21,833 円/t (41,713 t/年)	21,550 円/t (41,701 t/年)	22,313 円/t (41,111 t/年)	22,628 円/t (42,142 t/年)

表 3-16 ごみ処理事業経費の推移（平成 27～令和 1 年度）

年度	H27	H28	H29	H30	H31・R1
処理及び維持管理費	1,103,377 千円	982,605 千円	970,736 千円	1,055,628 千円	1,179,793 千円
住民 1 人当たりのごみ処理費用 (沖縄市人口)	7,892 円/人 (139,813 人)	6,964 円/人 (141,090 人)	6,863 円/人 (141,451 人)	7,447 円/人 (141,747 人)	8,303 円/人 (142,093 人)
ごみ 1 t 当たりのごみ処理費用 (ごみ処理量)	26,523 円/t (41,600 t/年)	23,464 円/t (41,877 t/年)	22,919 円/t (42,355 t/年)	24,325 円/t (43,397 t/年)	27,310 円/t (43,200 t/年)

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、廃棄物対策の概要(沖縄県)、日本の廃棄物処理(環境省)

※住民 1 人当たりのごみ処理費用＝処理及び維持管理費÷沖縄市人口

※ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用＝処理及び維持管理費÷ごみ処理量

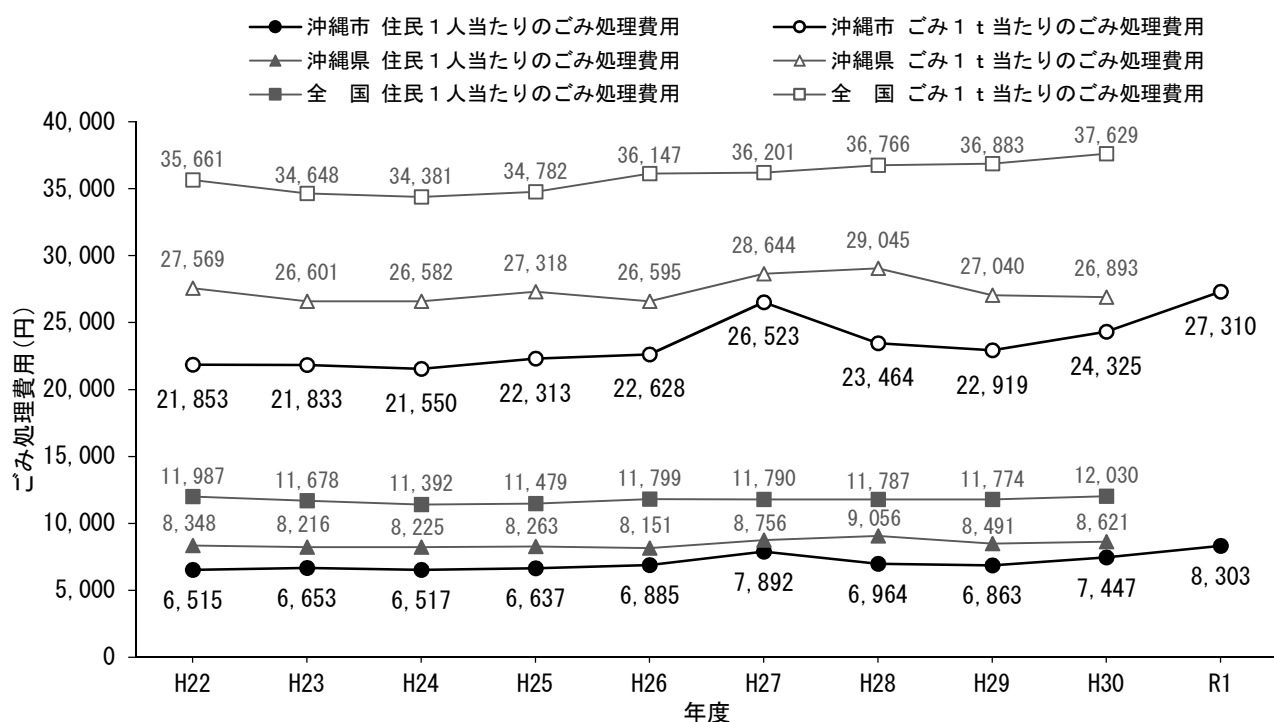


図 3-11 1 人当たり及び 1 トン当たりのごみ処理事業計費

(16) ごみ処理の評価

① 現計画の目標値との比較

実績値の推移と現計画の目標値を以下に示します。

表 3-17 実績値と目標値の比較

年度	実績値										目標値	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	中間 目標年 (H32・R2)	計画 目標年 (H37・R7)
ごみ総排出量 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	821	842	841	826	835	828	831	831	849	840	816	800
家庭系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	561	579	574	556	563	540	547	548	560	561	535	506
事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 (t/日)	35	36	37	37	38	40	40	40	41	40	39	41
リサイクル率(%)	11.5	12.7	12.4	12.1	10.2	10.5	9.7	10.0	9.3	13.3	16.3	22.0
最終処分率(%)	6.6	5.7	5.3	5.8	6.6	5.5	6.9	6.9	7.8	8.3	6.8*	7.0*

※減量化目標値を達成した場合の最終処分率

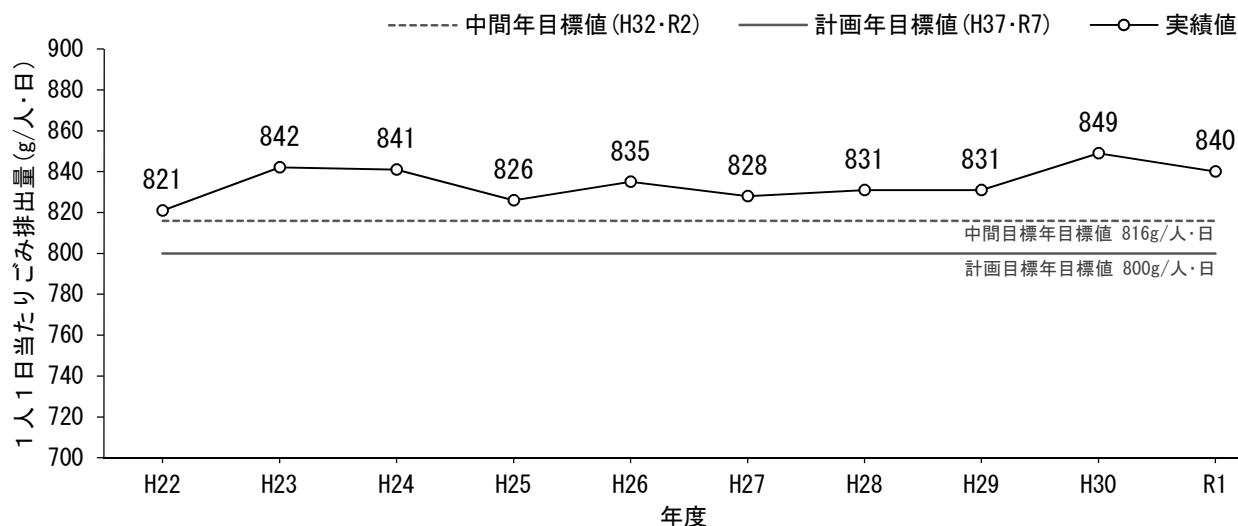


図 3-12 ごみ総排出量 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

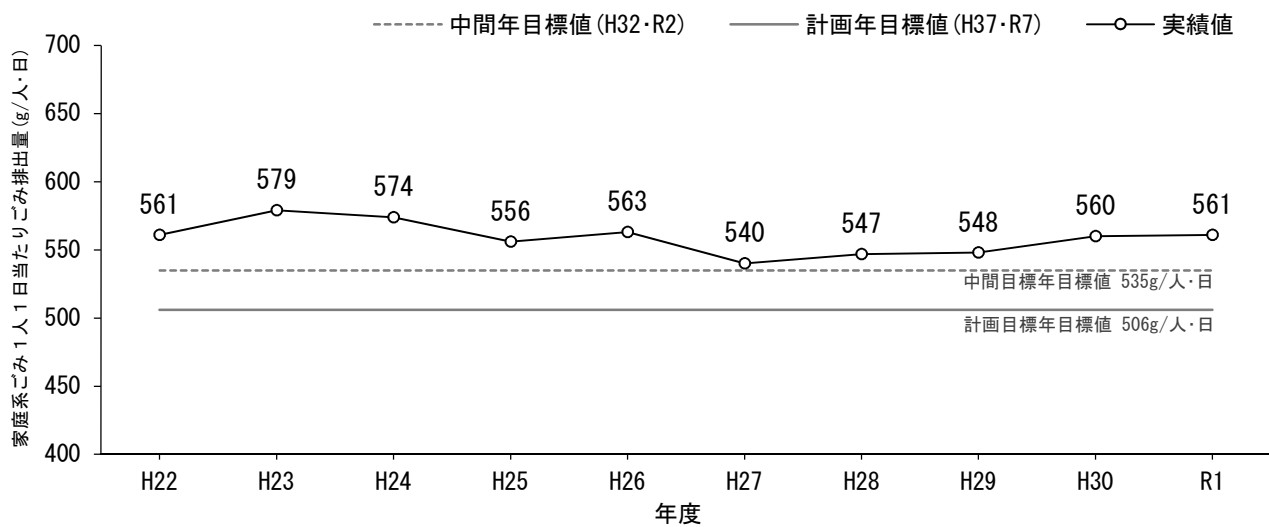


図 3-13 家庭系ごみ 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

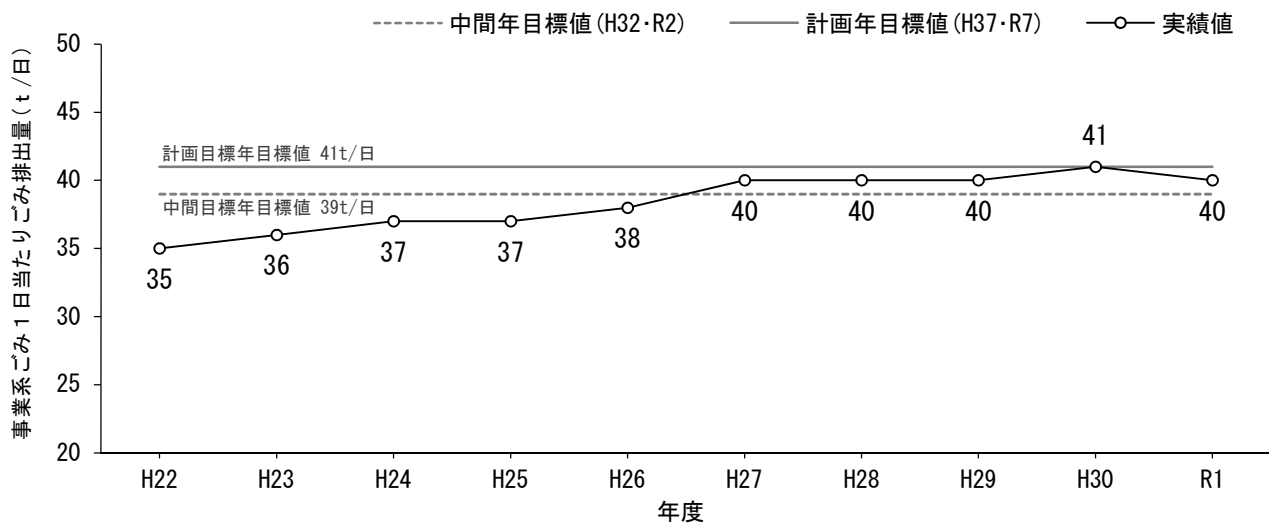


図 3-14 事業系ごみ 1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

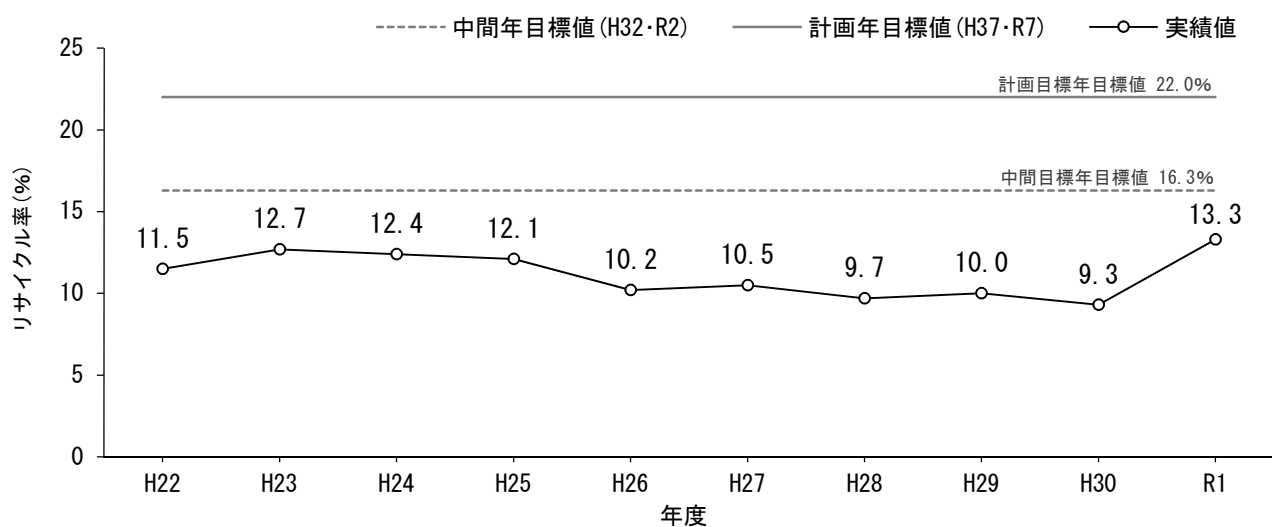


図 3-15 リサイクル率 目標値と実績値の比較

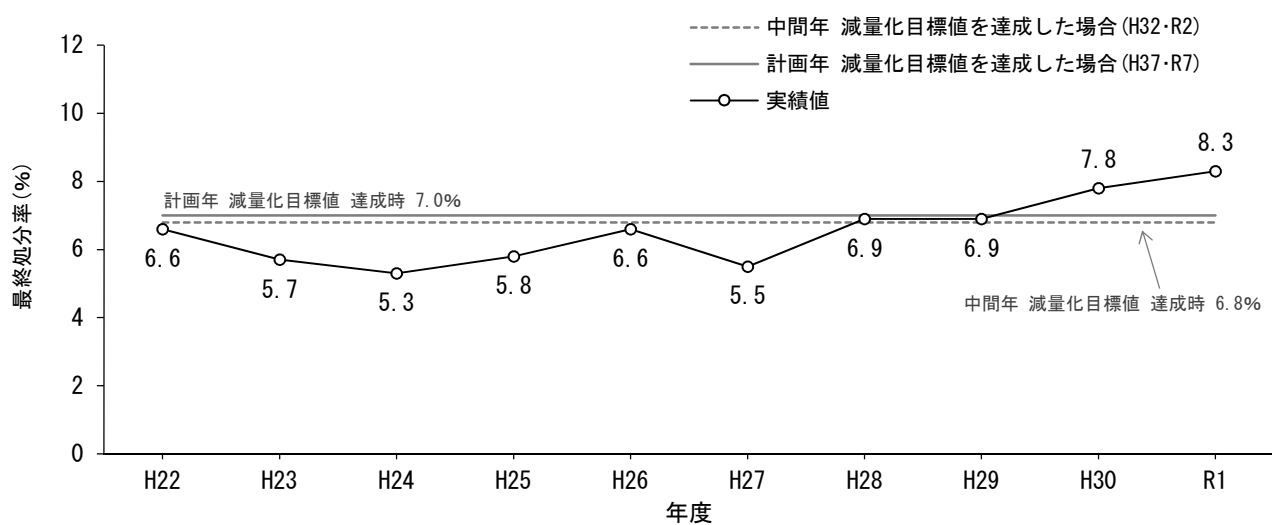


図 3-16 最終処分率 減量化目標値達成時と実績値の比較

② 沖縄市・沖縄県・国の目標値との比較による評価

表 3-18 現計画の中間目標値と実績値との比較

項目	沖縄市の中間目標値 令和 2 年度	沖縄市の実績値 令和 1 年度	達成評価
排出量 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	816 g / 人・日	840 g / 人・日	未達成
家庭系ごみ排出量 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	535 g / 人・日	561 g / 人・日	未達成
事業系ごみ排出量 (1 日当たりのごみ排出量)	39 t / 日	40 t / 日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	16. 3%	13. 3%	未達成
最終処分量 (最終処分率)	6. 8%	8. 3%	未達成

表 3-19 沖縄県の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	県の目標値 令和 2 年度	沖縄市の実績値 令和 1 年度	達成評価
排出量 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	809 g / 人・日	840 g / 人・日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	22%	13. 3%	未達成
最終処分量 (最終処分率)	5%	8. 3%	未達成

表 3-20 国の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	国の目標値 令和 2 年度	沖縄市の実績値 令和元年度	達成評価
排出量 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	890 g / 人・日	840 g / 人・日	達成
再生利用量 (リサイクル率)	27%	13. 3%	未達成
最終処分量 (最終処分率)	10%	8. 3%	達成

2. ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 排出抑制・再資源化推進に係る課題

ごみ排出量の抑制

本市においては、資源ごみの分別収集や生ごみ処理容器等の購入に対する助成など、排出抑制施策を実施しています。

しかし、本市のごみ排出量は令和1年度においては840g/人・日となり、中間目標値（令和2年度：816g/人・日）の達成には至らない結果となりました。今後ともごみ減量化への更なる取り組みが求められ、減量化を進めていくうえで、家庭や事業所からのごみ排出量の削減に努める必要があります。

生ごみの減量化

令和1年度の可燃ごみのごみ質調査（三成分：水分・灰分・可燃分）では、水分が42.4%と比率が高くなっています。水分の多くは厨芥類（生ごみ）に含まれていることから、水切りの徹底により生ごみの減量化に努める必要があります。また、生ごみの堆肥化等による排出抑制の推進も課題となります。

リサイクル率の向上

令和1年度のリサイクル率は13.3%となっており、過去10年間の実績では最も高い値となっていますが、中間目標値（令和2年度：16.3%）を下回っている状況にあります。今後ともリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要があります。

また、熔融スラグの資源化量が減少しているため、熔融スラグの有効利用について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、検討を進める必要があります。

住民・事業者・行政の三者による連携の促進

適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、住民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要になります。情報提供や意識向上イベントなど啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていく必要があります。

(2) 収集・運搬に係る課題

ごみの分別排出の徹底

ごみの分別の徹底及び排出時のルール遵守について、住民や事業者に対する周知徹底をさらに図る必要があります。

収集・運搬の利便性の向上

本市では、収集・運搬の利便性の向上に向けた取り組みを進めています。今後も、多様化する住民ニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める必要があります。

(3) 中間処理に係る課題

中間処理施設の適正管理

本市では、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて中間処理を行っています。今後もこれらの施設を継続利用していくことから、倉浜衛生施設組合と協力して施設の維持管理、運転管理の適正化及び公害防止対策に努め、施設の長寿命化を推進していく必要があります。

(4) 最終処分に係る課題

最終処分場の適正管理

最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、今後も適正処分を継続していく必要があります。また、最終処分場の確保が難しい状況であり、環境負荷を軽減させる観点から、リサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図る必要があります。

(5) その他の課題

ごみ処理費用の削減

本市の住民1人当たり及びごみ1トン当たりのごみ処理費用は増加傾向にあります。ごみ処理費用の低減のため、ごみ処理体制の効率化を図っていく必要があります。

ごみの不法投棄への対策

ごみの不法投棄は、生活環境や自然環境に大きな悪影響を及ぼします。これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくと共に、他市町村の事例も参考にしながら、より効果的な不法投棄対策を検討する必要があります。

適正処理困難物等への対応

適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携した処理体制の構築や住民への情報提供などを行う必要があります。

大規模災害時における廃棄物処理の対応

台風や地震等の大規模災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められます。このため、「沖縄市地域防災計画」に基づき、収集・運搬や処理体制、各関係機関との連携、連絡体制などの確立を図る必要があります。

在宅医療に伴う医療系一般廃棄物の適正処理

医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加しています。これにより、医療系一般廃棄物が一般のごみに混ざって排出されることが予測されます。

安全な処理体制の構築に向け、医療機関等と協力し、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、適正な処理体制の構築を図る必要があります。

3. ごみ処理行政の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進しており、平成 30 年 6 月 19 日に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

当該計画では、これまでの循環型社会の状況を踏まえて第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

持続可能な社会づくりとの統合的取組(国の取組)として、以下のものを示しています。

- ① 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- ② シェアリング等の 2 R ビジネス促進、評価
- ③ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ④ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ⑤ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- ⑥ 廃棄物エネルギーの徹底活用
- ⑦ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- ⑧ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- ⑨ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

当該計画での一般廃棄物の減量化目標値を以下に示します。

表 3-21 第四次循環型社会形成推進基本計画 一般廃棄物の減量化目標値

項目	目標値 (令和 7 年度)
排出量	約 3,800 万トン
1 人 1 日当たりごみ排出量	約 850 g / 人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン
再生利用量	排出量の約 28%
最終処分量	320 万トン

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日 環境省告示第 7 号）

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること等を踏まえ、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更を行っています。

当該基本方針の一般廃棄物の減量化の目標値を以下に示します。

表 3-22 国の基本方針での一般廃棄物の減量化目標値

項目	目標値 (平成 32 年度)
排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用量	約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）

(3) 沖縄県廃棄物処理計画（第四期）（平成 28 年 3 月）

沖縄県は、廃棄物処理法第 5 条の規定に基づく廃棄物処理計画(第四期)を平成 28 年 3 月に策定しています。

当該計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

当該計画での一般廃棄物の減量化目標値を以下に示します。

表 3-23 沖縄県廃棄物処理計画（第四期）一般廃棄物の減量化目標値

項目	目標値 (平成 32 年度)
排出量	425 千トン（809 g/人・日）
再生利用量	94 千トン（排出量の 22%）
最終処分量	21 千トン（排出量の 5%）

(4) 関係法令等

① 循環型社会を形成するための法体系

廃棄物を取り巻く関係法令の体系を以下に示します。(各法令等の概要については、添付資料参照)



資料：第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレット(平成 30 年 10 月)

図 3-17 循環型社会を形成するための法体系

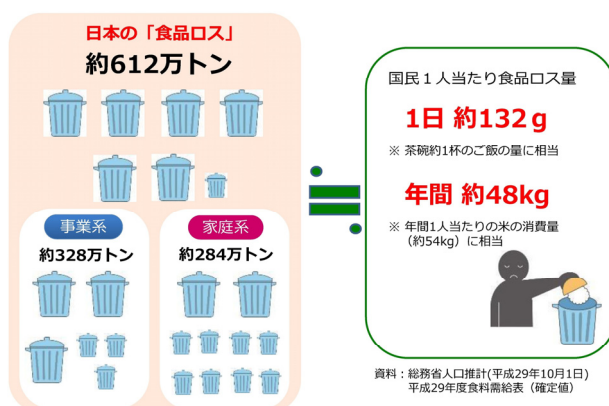
② 食品ロス削減推進法

正式な名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。

この法律は、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に関し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

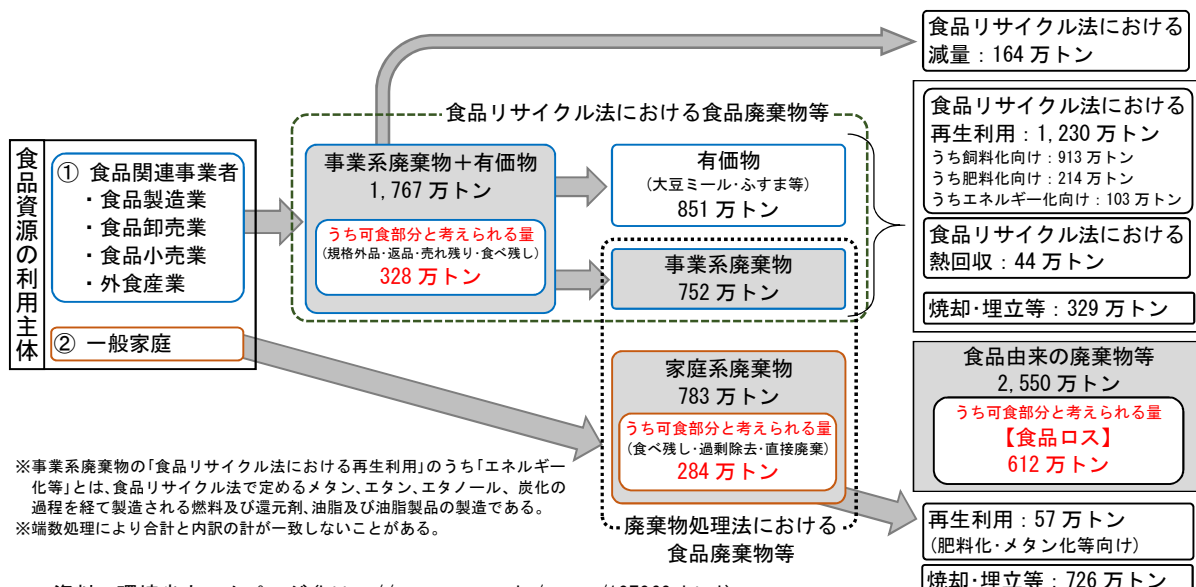
食品ロスを削減していくための基本的視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されています。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月31日)では、食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要であり、『食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識した上で、生産・製造・販売の各段階及び家庭での買物・保存・調理の各場面において食品ロスが発生していることや、消費者・事業者等それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移す』ことが求められるとし、こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとするとしています。



資料：農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200414.html>)

図 3-18 日本の食品ロスの状況(平成 29 年度推計)



資料：環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/press/107969.html>)

図 3-19 食品廃棄物等の利用状況等(平成 29 年度推計)

4. ごみ排出量の将来推計

(1) ごみ排出量の将来推計方法

① 将来推計の流れ

本市のごみ排出量の将来推計については、家庭系ごみと事業系ごみについてトレンド法により推計を行います。

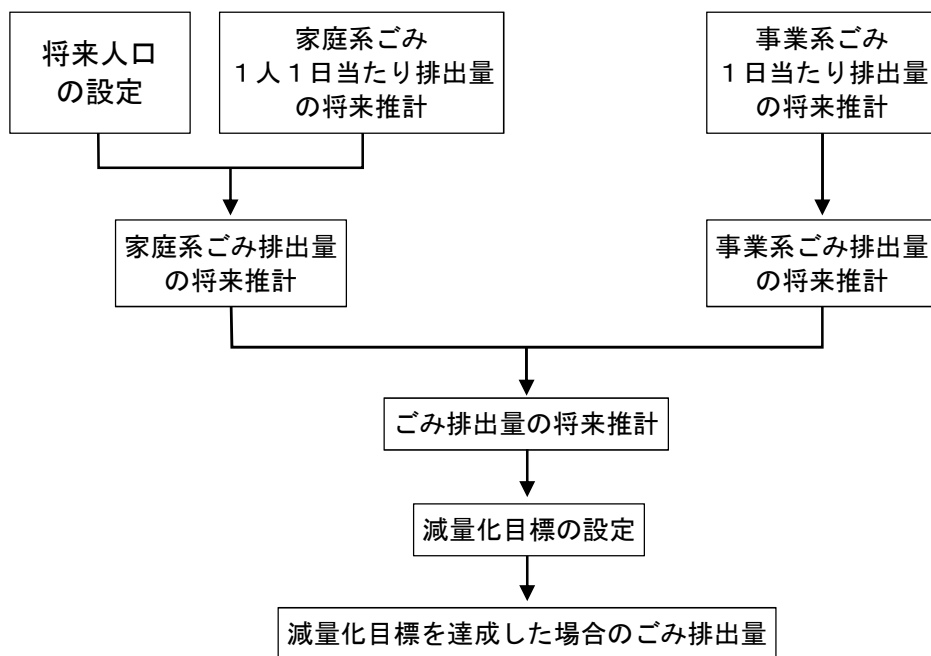


図 3-20 ごみ排出量の将来推計の流れ

② 推計式

ごみ排出量の将来推計は、実績値を基に時系列変化を重視しデータの傾向を分析するトレンド法により行います。

推計式は、以下の5つの式を用います。

- ① 一次式 $Y = aX + b$
- ② 二次式 $Y = aX^2 + bX + c$
- ③ 指数式 $Y = a \times \exp(bX)$
- ④ べき乗式 $Y = aX^b$
- ⑤ 対数式 $Y = a \times \ln(X) + b$

※X：年度
Y：指定年度の推計値
a・b・c：定数

(2) 家庭系ごみ排出量の将来推計

① 将来人口の設定

本市の将来人口は、「第5次沖縄市総合計画 基本構想（策定中）」（以下、総合計画という。）に基づき設定します。

設定した将来人口を以下に示します。

表 3-24 将来人口の設定

年度	実 績	将来人口	備 考
平成 22 年	136,072	—	
平成 23 年	136,891	—	
平成 24 年	137,894	—	
平成 25 年	138,220	—	
平成 26 年	138,503	—	
平成 27 年	139,813	—	
平成 28 年	141,090	—	
平成 29 年	141,451	—	
平成 30 年	141,747	—	
令和 1 年	142,093	—	
令和 2 年	—	143,269	総合計画 推計値
令和 3 年	—	143,882	〃
令和 4 年	—	144,494	〃
令和 5 年	—	145,107	〃
令和 6 年	—	145,544	〃
令和 7 年	—	145,982	〃

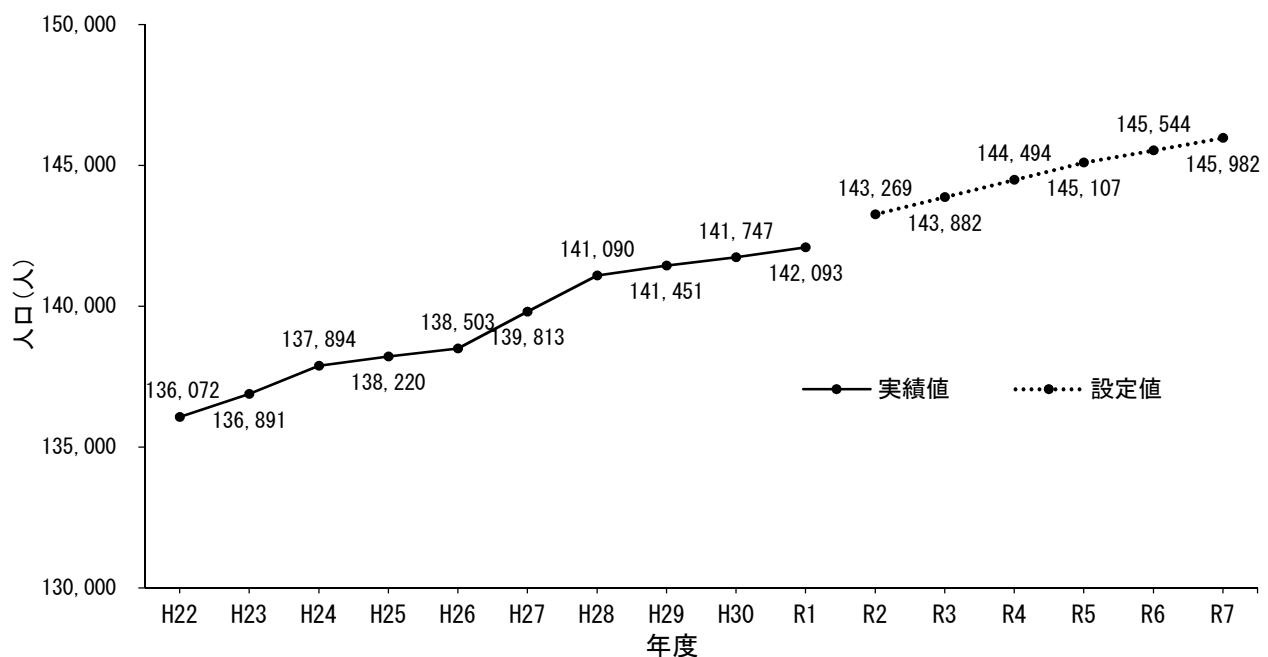


図 3-21 将来人口の設定

② 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量の将来推計

ごみ排出量の将来推計は、過去の実績を基にトレンド法により行います。

家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量は、平成 23 年度から平成 27 年度まで減少傾向にありましたが平成 28 年度に増加傾向に転じています。

推計計算では、傾向が安定している平成 27 年度から令和 1 年度の実績を用います。

将来推計結果を以下に示します。

各推計式の計算結果は、増加傾向を示しており、推計値として各推計式の計算結果の平均値を採用します。

表 3-25 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (①～⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H22	561	—	—	—	—	—	—
H23	579	—	—	—	—	—	—
H24	574	—	—	—	—	—	—
H25	556	—	—	—	—	—	—
H26	563	—	—	—	—	—	—
H27	540	—	—	—	—	—	—
H28	547	—	—	—	—	—	—
H29	548	—	—	—	—	—	—
H30	560	—	—	—	—	—	—
R 1	561	—	—	—	—	—	—
R 2	—	568	567	568	568	568	568
R 3	—	573	572	574	574	573	573
R 4	—	579	577	579	579	579	579
R 5	—	584	582	585	585	584	584
R 6	—	590	586	591	591	590	590
R 7	—	595	591	597	597	595	595

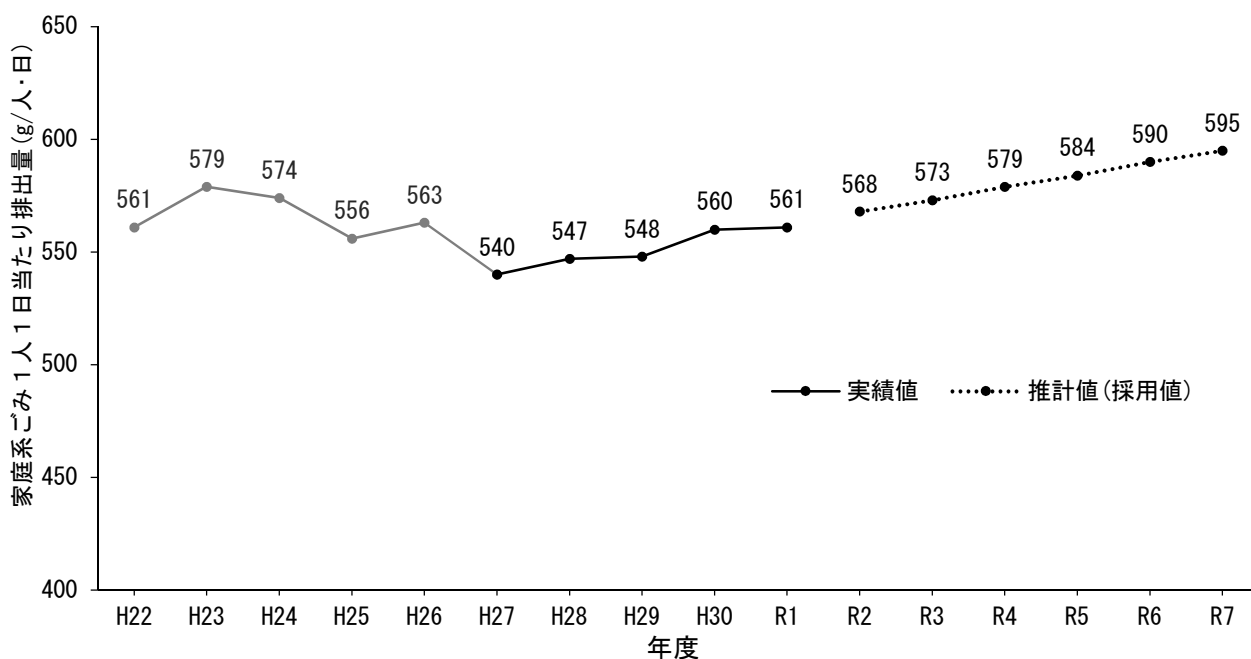


図 3-22 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 将来推計結果

③ 家庭系ごみ排出量の将来推計

家庭系ごみ排出量の推計値は、設定した将来人口及び家庭系ごみ1人1日当たり排出量より、以下のとおりとなります。

表 3-26 家庭系ごみ排出量 将来推計結果

年度		人 口	家庭系ごみ 1人1日当たり排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 22 年	136,072	561	27,864
	平成 23 年	136,891	579	29,034
	平成 24 年	137,894	574	28,880
	平成 25 年	138,220	556	28,033
	平成 26 年	138,503	563	28,444
	平成 27 年	139,813	540	27,620
	平成 28 年	141,090	547	28,172
	平成 29 年	141,451	548	28,293
	平成 30 年	141,747	560	28,987
	令和 1 年	142,093	561	29,165
推計値	令和 2 年	143,269	568	29,703
	令和 3 年	143,882	573	30,092
	令和 4 年	144,494	579	30,537
	令和 5 年	145,107	584	31,016
	令和 6 年	145,544	590	31,343
	令和 7 年	145,982	595	31,704

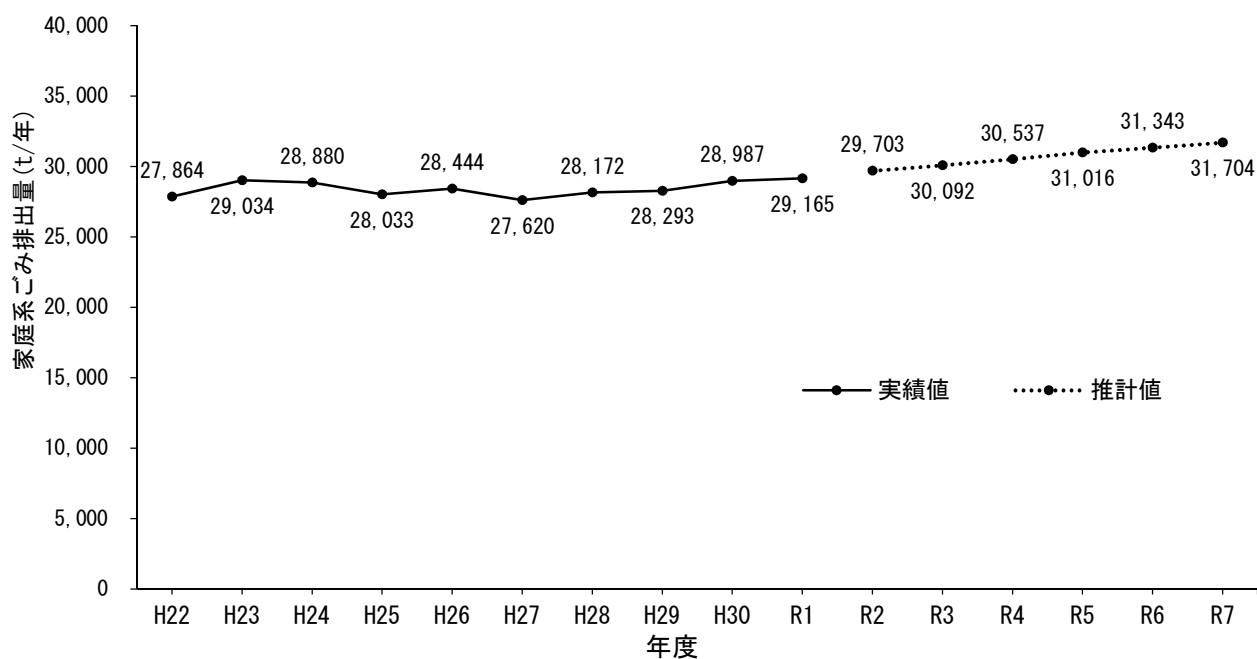


図 3-23 家庭系ごみ排出量 将来推計結果

(3) 事業系ごみ排出量の将来推計

① 事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計

事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計は、家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量と同様に過去の実績を基にトレンド法により行います。

事業系ごみ 1 日当たり排出量は、若干の増減はあるものの増加傾向を示しています。

推計計算では、平成 22 年度から令和 1 年度の実績を用います。

将来推計結果を以下に示します。

各推計式の計算結果は、二次式は減少傾向を示し、その他の式は増加傾向を示しています。

推計値としては、各推計式の計算結果の平均値を採用します。

表 3-27 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (①～⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H22	35.4	—	—	—	—	—	—
H23	35.9	—	—	—	—	—	—
H24	36.9	—	—	—	—	—	—
H25	37.3	—	—	—	—	—	—
H26	37.7	—	—	—	—	—	—
H27	40.3	—	—	—	—	—	—
H28	40.0	—	—	—	—	—	—
H29	40.1	—	—	—	—	—	—
H30	41.0	—	—	—	—	—	—
R 1	39.6	—	—	—	—	—	—
R 2	—	41.8	40.3	41.9	41.9	41.8	41.5
R 3	—	42.4	40.2	42.6	42.6	42.4	42.0
R 4	—	43.0	39.9	43.2	43.2	43.0	42.5
R 5	—	43.6	39.4	43.9	43.9	43.6	42.9
R 6	—	44.2	38.9	44.6	44.6	44.2	43.3
R 7	—	44.8	38.2	45.4	45.3	44.8	43.7

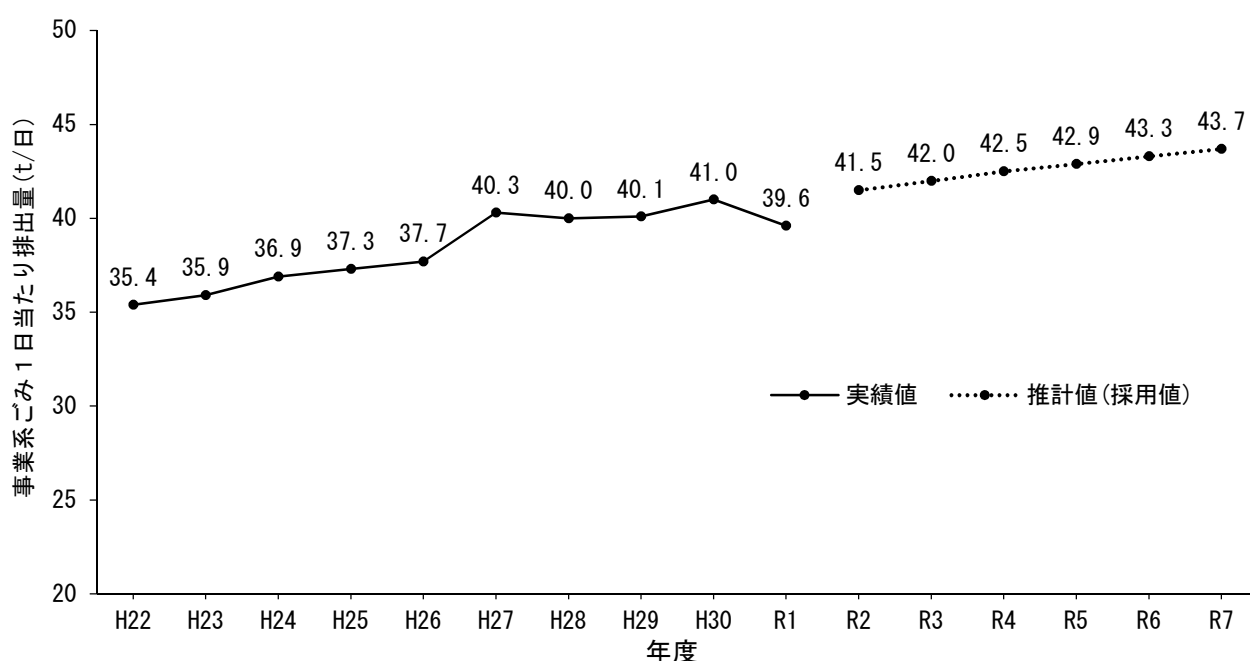


図 3-24 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

② 事業系ごみ排出量の将来推計

事業系ごみ排出量の推計値は、推計した事業系ごみ 1 日当たり排出量より、以下のとおりとなります。

表 3-28 事業系ごみ排出量 将来推計結果

年度		事業系ごみ 1 日当たり排出量 (t/日)	事業系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 22 年	35.4	12,903
	平成 23 年	35.9	13,153
	平成 24 年	36.9	13,458
	平成 25 年	37.3	13,616
	平成 26 年	37.7	13,763
	平成 27 年	40.3	14,741
	平成 28 年	40.0	14,612
	平成 29 年	40.1	14,630
	平成 30 年	41.0	14,959
	令和 1 年	39.6	14,500
推計値	令和 2 年	41.5	15,148
	令和 3 年	42.0	15,330
	令和 4 年	42.5	15,513
	令和 5 年	42.9	15,701
	令和 6 年	43.3	15,805
	令和 7 年	43.7	15,951

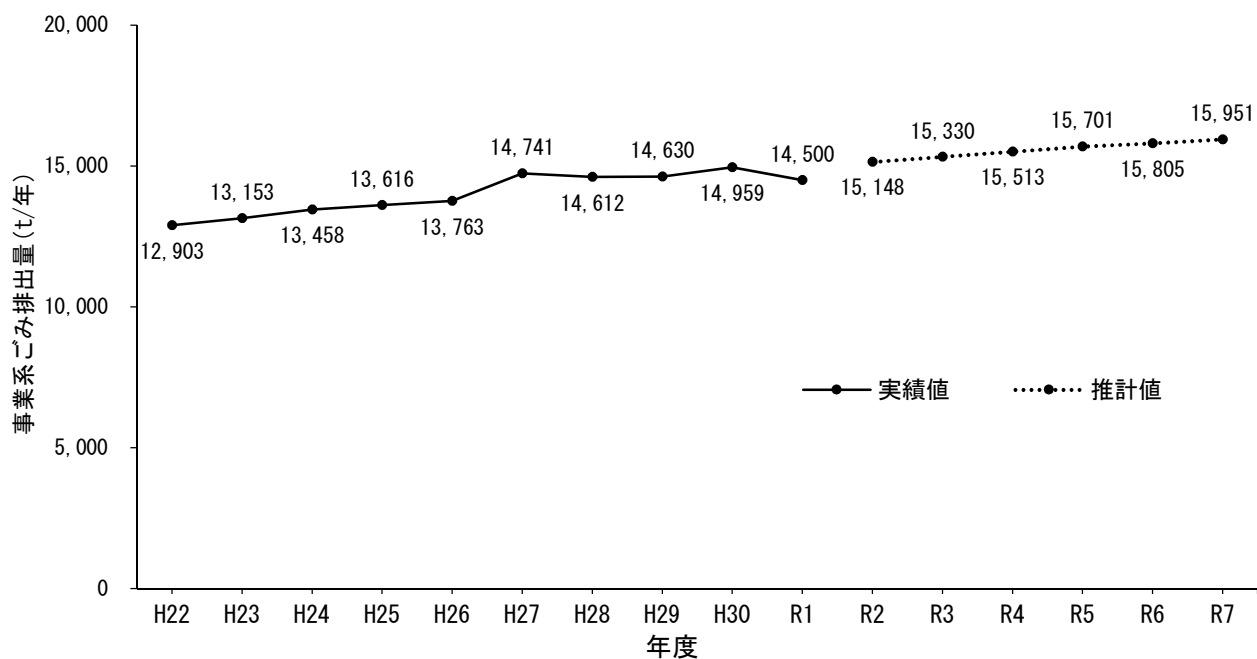


図 3-25 事業系ごみ排出量 将来推計結果

(4) ごみ排出量の将来推計

家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推計結果より、ごみ排出量の将来推計は以下のとおりとなります。

令和7年度の1人1日当たりごみ排出量は894g/人・日となっており、令和1年度(840g/人・日)と比較して約6%増加する結果となっています。

表 3-29 ごみ排出量 将来推計結果

年度		人口	ごみ排出量（t/年）			1人1日当たり ごみ排出量 （g/人・日）	家庭系ごみ 1人1日当たり 排出量 （g/人・日）	事業系ごみ 1日当たり 排出量 （t/日）
			家庭系	事業系	総排出量			
実績	H22	136,072	27,864	12,903	40,767	821	561	35.4
	H23	136,891	29,034	13,153	42,187	842	579	35.9
	H24	137,894	28,880	13,458	42,338	841	574	36.9
	H25	138,220	28,033	13,616	41,649	826	556	37.3
	H26	138,503	28,444	13,763	42,207	835	563	37.7
	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
	R1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6
推計	R2	143,269	29,703	15,148	44,851	858	568	41.5
	R3	143,882	30,092	15,330	45,422	865	573	42.0
	R4	144,494	30,537	15,513	46,050	873	579	42.5
	R5	145,107	31,016	15,701	46,717	880	584	42.9
	R6	145,544	31,343	15,805	47,148	888	590	43.3
	R7	145,982	31,704	15,951	47,655	894	595	43.7

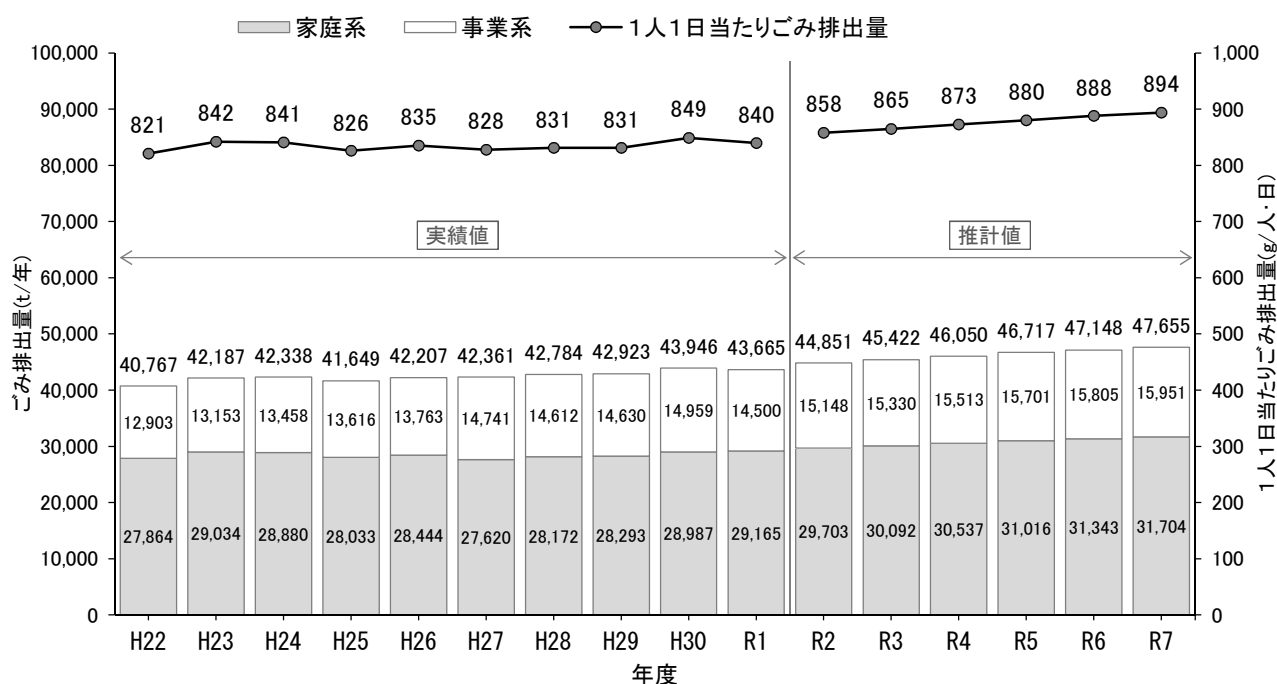


図 3-26 ごみ排出量 将来推計結果

5. ごみ減量化目標の設定

本市のごみ減量化目標については、国、沖縄県及び倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標を参考に設定します。

(1) 国のごみ減量化目標

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正)」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月)」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定しています。

国の基本方針【目標年度：平成 32 年度(令和 2 年度)】

- ・排出量：現状(平成 24 年度 約 4,500 万トン)に対し約 12%削減
- ・再生利用量：排出量の約 27%に増加
- ・最終処分量：現状(平成 24 年度)に対し約 14%削減

国の第四次循環型社会形成推進基本計画【目標年度：2025 年度(令和 7 年度)】

- ・排出量：約 3,800 万トン
- ・1 人 1 日当たりごみ排出量：約 850 g / 人・日
- ・事業系ごみ排出量※：約 1,100 万トン
- ・再生利用量：排出量に対して約 28%
- ・最終処分量：320 万トン

※事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について目標値が設定されています。

(2) 沖縄県のごみ減量化目標【目標年度：平成 32 年度(令和 2 年度)】

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画(第四期) 平成 28 年 3 月」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定しています。

- ・排出量：現状(平成 25 年度 436 千トン)に対し 2.5%削減 (425 千トン：809 g / 人・日)
第三期計画の目標を達成していないことを勘案し、継続して第三期の目標値 425 千トン为目标値として設定されています。
- ・再生利用量：排出量の 22% (94 千トン)
第三期計画の目標が達成されていないこと、本県の現状が全国に比べ、かなり低いことを勘案し、第三期の目標を継続して排出量の 22%を目標値として設定されています。
- ・最終処分場：排出量の 5% (21 千トン)

国の目標に準じ、平成 25 年度最終処分量の約 14%削減を目標として設定されており、排出量に対する最終処分率は約 5%となります。

(3) 倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標【目標年度：平成 38 年度(令和 8 年度)】

倉浜衛生施設組合は、「ごみ処理基本計画 平成 24 年 10 月」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定しています。

- ・排出量：平成 27 年度の家庭系ごみ、事業系ごみの排出原単位を平成 20 年度と同程度に抑制する。目標年度の平成 38 年度(令和 8 年度)までは平成 27 年度の排出原単位を維持する。
- ・再生利用量：平成 27 年度の再生利用量を排出量に対して 22%まで向上させる。目標年次の平成 38 年度までにさらに 1 %増加させ 23%まで向上させる。

(4) 沖縄市のごみ減量化目標【目標年度：令和 7 年度】

本市のごみ減量化目標については、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標値、現計画の中間目標が達成されていないことを踏まえ、継続して当初計画の目標値を採用します。

・排出量：1 人 1 日ごみ排出量 800 g /人・日

・再生利用量：排出量に対して約 22%

(5) 減量を考慮したごみ排出量

ごみ減量化目標値を達成した場合のごみ排出量は以下のとおりとなります。

目標達成時のごみ排出量は、目標年度(令和7年度)の1人1日当たりごみ排出量が800g/人・日になるよう各年均等に減量すると設定し、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は令和1年度の比率により推計しています。

推計した家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量より、家庭系ごみ1人1日当たり排出量及び事業系ごみ1日当たり排出量を推計しています。

表 3-30 減量を考慮したごみ排出量

年度		人口	ごみ排出量（t/年）			1人1日当たり ごみ排出量 （g/人・日）	家庭系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 （g/人・日）	事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 （t/日）
			家庭系	事業系	総排出量			
実績	H22	136,072	27,864	12,903	40,767	821	561	35.4
	H23	136,891	29,034	13,153	42,187	842	579	35.9
	H24	137,894	28,880	13,458	42,338	841	574	36.9
	H25	138,220	28,033	13,616	41,649	826	556	37.3
	H26	138,503	28,444	13,763	42,207	835	563	37.7
	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
R1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6	
推計 （目標達成時）	R2	143,269	29,185	14,375	43,560	833	558	39.4
	R3	143,882	29,064	14,315	43,379	826	553	39.2
	R4	144,494	28,940	14,254	43,194	819	549	39.1
	R5	145,107	28,894	14,231	43,125	812	544	38.9
	R6	145,544	28,652	14,112	42,764	805	539	38.7
	R7	145,982	28,560	14,067	42,627	800	536	38.5

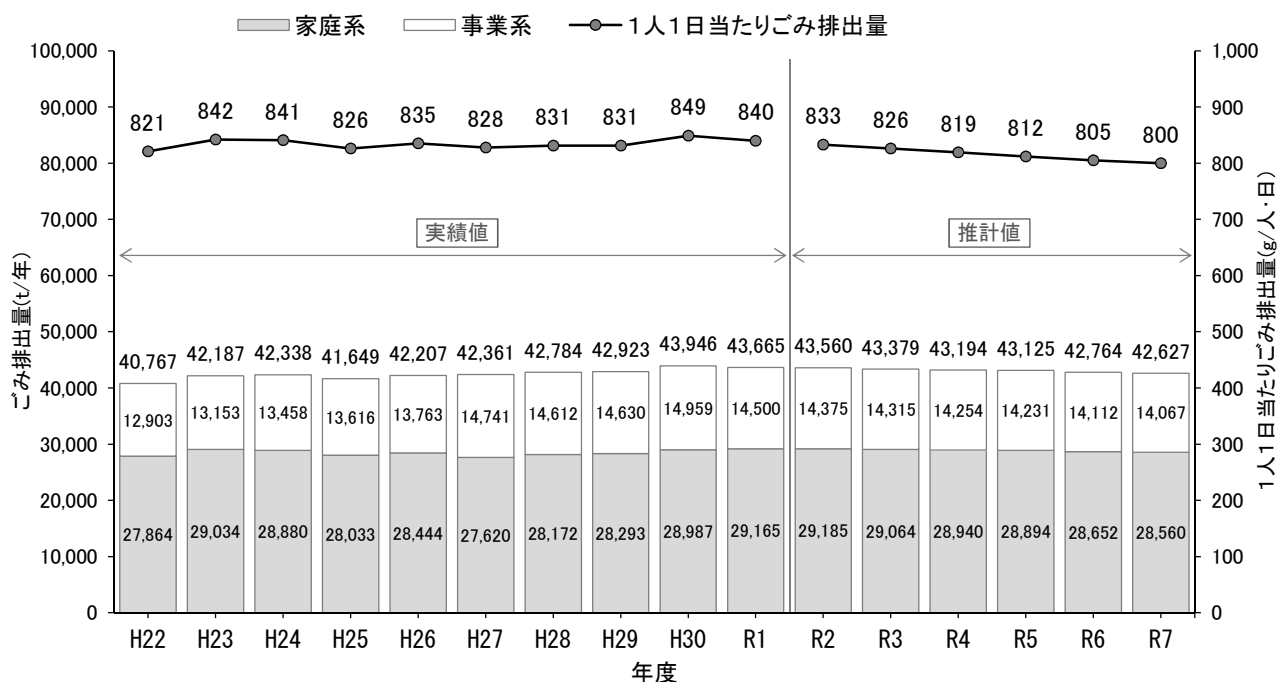


図 3-27 減量を考慮したごみ排出量

6. ごみ処理の基本理念・基本方針

本計画の基本理念は、以下のとおりです。

市民、事業者、行政が一体となった持続可能な循環型社会の構築

この基本理念に基づいた本市のごみ処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

(1) 3Rの推進

循環型社会を構築するためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠です。特に、ごみを生み出さないリデュース（発生抑制）、一旦使用された製品・容器等を再び使用するリユース（再使用）を優先させ、3Rを推進します。

(2) 適正な処理体制

倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の適正な維持管理、運転管理に努め、安全かつ適正な処理・処分体制を維持していきます。

在宅医療による医療系一般廃棄物の排出ルート of 適正化や、その他の処理困難物の適正処理ルートの確保等に関して、環境負荷の少ない廃棄物管理システムを構築します。

また、分別・ごみ出しルールの徹底やポイ捨て防止の拡充を図るとともに、不法投棄防止パトロールと指導体制を強化し、適正なごみ処理を図ります。

(3) 適正・効果的な施設整備

事業系の剪定枝、木くず及び生ごみに関しては、民間資本や技術を導入したリサイクルルートの確立について検討するなど、適正・効率的な施設整備を図ります。

(4) 参加と協働

市民、事業者及び NPO 等と連携して、家庭、学校、事業所及びサークル等でのごみ処理に関する情報の提供等、学習機会の充実を図ります。

市民生活に密接に関わる問題には、市民及び事業者が多様な機会を通じて、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程で参加できるようにし、市民及び事業者と市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し、補完し合う協働による施策の展開を図ります。

(5) 計画における施策の評価

計画に掲げられた目標の達成状況を評価し、評価内容をインターネット等を通じて情報発信します。

ごみ処理の基本理念・基本方針及びごみの排出抑制のための方策(次頁)と関係するSDGsの目標



7. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制を推進するためには、住民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要になります。以下に、その具体的な事項について示します。

生ごみの減量化及びリサイクルの推進

家庭系生ごみを対象とする生ごみ処理機器等の購入補助を継続的に実施し、生ごみの減量化及び堆肥化による土壌等への還元を促進します。

各家庭に対しては、食べ残しの減量や水切りの徹底、食品を買いすぎず計画的に購入するなどの生ごみを減量化するライフスタイルの普及に努めます。

学校給食センター、病院、ホテル、スーパー及び飲食店等から出される生ごみに対しては、減量化への取り組みを支援するとともに、民間ルートの活用により再資源化するなど、事業者間の連携を推進し、減量とリサイクルの促進を図ります。

家庭、地域、学校及び事業所での取り組みの推進

家庭、地域、学校及び事業所ごとに、ごみ減量の取り組みを推進するために、マニュアルやアイデア集、事例集などを作成し、クリーン指導員と連携して普及啓発に努め、説明会や学習会の開催を支援すると共に必要に応じて講師の派遣などを行います。

小売店・商店街との連携

ごみの発生抑制のため、レジ袋対策とともに、過剰包装の抑制等について、小売店や商店街と協力・連携を進め、普及啓発に努めます。

不要品の再使用の促進

倉浜衛生施設組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、粗大ごみ等のリユース（再使用）を促進します。また、3Rやごみ問題、環境問題に対する意識啓発の場としてリサイクルセンターを活用できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。

剪定枝・草、木くずのリサイクルの促進

草木類は資源ごみとして収集し、倉浜衛生施設組合において、民間のリサイクル業者により処理及び再資源化されています。今後も資源化を推進するよう運用の見直しを検討します。

分別の徹底及び再検討

再資源化できる紙、ペットボトル等が『可燃ごみ』として排出されている実態もあることから、ごみ分別をさらに徹底します。これらの分別については協力度合を高めるために、リサイクルルートの情報提供等を積極的に行います。なお、リサイクルの効率的な促進のために、現在の分別について適宜見直しを行います。

ごみ出しルールの徹底と見直し

市の広報やホームページなどの媒体を利用して、分別とごみ出しルールの周知徹底を図ります。

ごみ処理費用に関する検討

ごみ処理に係る費用を広く公表し、費用負担のあり方を住民・事業者と一体となって、検討することが必要です。指定ごみ袋等の手数料については、負担の公平化、排出抑制の観点から必要に応じて見直しを検討します。

情報の公開

ごみに関する各種情報（ごみ排出量の推移、資源化の状況、ごみ減量化目標の達成状況等）を市の広報誌やホームページへの掲載などにより公開し、住民等へのごみ減量化・資源化に関する意識啓発を図ります。

クリーン指導員の活動支援とごみ学習会の開催

クリーン指導員の活動支援を行うとともに、地域や学校、職場などで、ごみに関する学習会を開催し、ごみ問題や環境美化活動への理解を深める取組を行います。これらによって、住民・行政が一体となって取り組む地域環境美化活動を推進します。

不法投棄対策

地域の自治会及びクリーン指導員と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、パトロールの強化や立て看板の提供などを行い、不法投棄防止対策を強化します。

適正処理困難物への対応

適正処理困難物（消火器、タイヤ、ピアノ等）については、専門の処理業者により処理することとしています。排出者である住民に対しては情報提供やルール等の周知を図り、処理業者と連携した処理体制の構築など、適正処理を推進します。

家電リサイクル法、パソコンリサイクル法等への対応

家電リサイクル、パソコンリサイクルの対象となるものは、それぞれの法律に基づき自主回収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行っていきます。また、市民に対するリサイクル推進への情報を発信していきます。

在宅医療に伴う医療系廃棄物の排出ルールの策定

在宅医療が出来るようになったことから、家庭から排出される医療系一般廃棄物について、医療機関等と連携し排出ルールの策定に向け調査・研究を行います。

生活様式の変化への対応

新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化により、ごみの排出量や内容物に変化がありました。急激な社会状況の変化を踏まえながら、必要な対策に取り組むため柔軟な対応が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として使用したマスク等の捨て方について、チラシの配布やホームページなどの媒体を利用して普及します。

家庭ごみの収集曜日

※収集曜日の朝 8 時までに出してください。

地 域	もやせる ごみ (指定ごみ袋)	もやせない ごみ (指定ごみ袋)	草木類 (透明袋)	かん (透明袋)	びん (透明袋)	紙類 (縛る)	ペット ボトル (透明袋)
				有害ごみ (透明袋)			
池原、登川、知花、松本、 明道、八重島、美原、 美里 1～6 丁目	月・木	水	水	金			
越来、城前町、嘉間良、 住吉、中央、上地	月・木	金		火			
諸見里、山里、 山内、南桃原	月・木	金		火			
園田、久保田、 胡屋 2～6 丁目	月・木	金		水			
照屋、室川、仲宗根町、 安慶田 1～4 丁目、 胡屋 1 丁目	火・金	木		水			
安慶田 5 丁目、 胡屋 7 丁目、 与儀、比屋根、高原、 泡瀬 1～4 丁目、 大里 1 丁目	火・金	水		木			
泡瀬 5～6 丁目、大里 2 丁目、 字大里、海邦町、海邦、桃原、古謝、 古謝津嘉山町、東、宮里、字美里、 美里仲原町	火・金	木		月			

※年始（1月1日から3日まで）はごみ収集は休みです。

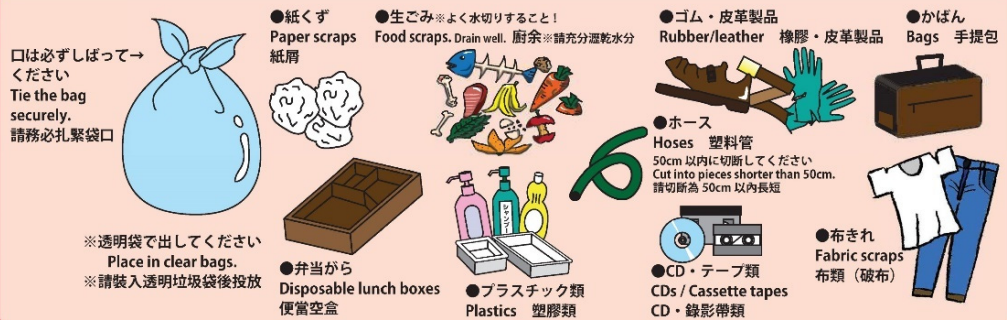
図 3-29 家庭系ごみの収集曜日

品 沖縄市 事業系ごみの分け方・出し方

How To Take Out The Trade Refuse 工商業系ごみ分類・ごみ投出方法

Combustible Trash 可燃垃圾

もやせないごみ



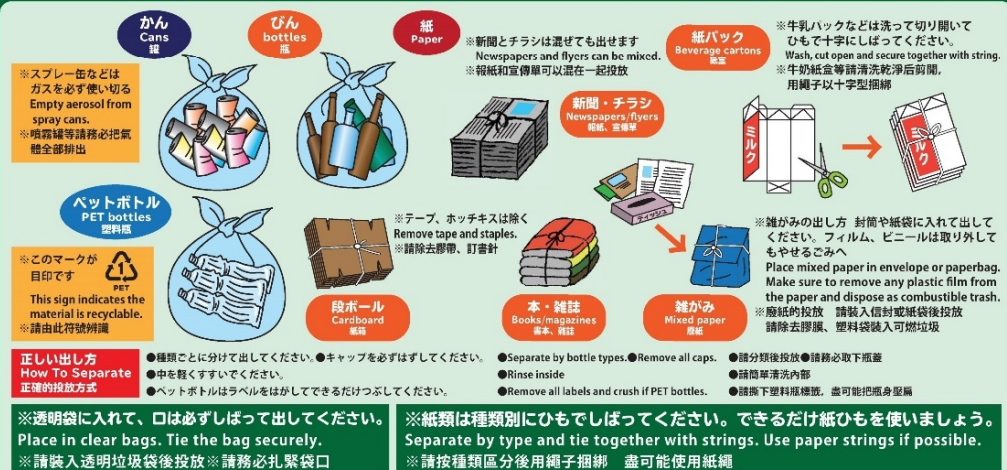
Noncombustible Trash 不可燃垃圾

もやせないごみ



Recyclable Trash Cans/bottles/paper/PET bottles 資源垃圾 罐、瓶、紙類、塑料瓶

資源ごみ 缶・ビン・紙類



お問い合わせ先：●ごみの分け方・出し方・資源化について ●許可業者について 沖縄市役所 環境課 ☎939-1212 (代) 内線 2223~2226
Contact : ● How to separate, take out or recycle the trash ● Approved operator information Environmental Division, Okinawa City hall TEL:939-1212(Ext.2223~2226)
諮詢專線 ●有關垃圾的分類、投出方式、資源回收 ●有關持有營業執照的公司 沖縄市政府 環境課 939-1212 (總機)

図 3-30 事業系ごみの分別ポスター

9. 収集・運搬計画

ごみの収集対象区域は本市全域（米軍施設を除く）です。家庭系ごみは本市の委託業者が戸別収集方式により、事業系ごみは本市の許可業者が事業者との契約により収集・運搬を行っています。今後も、現体制で適切に収集・運搬を行っていきます。

また、以下に示す事項にも取り組んでいきます。

安定かつ効率的な収集・運搬体制の継続

本市が主体となり、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努めます。また、ごみの排出量に大きな変動が生じたり、将来のごみの分別区分や処理体系が変更される場合等、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを行います。

収集・運搬の利便性の向上

住民サービス向上の観点から、生活介助を要する障がい者や高齢者などがある世帯などに配慮した収集体制について本市のニーズに応じた体制を構築するため、調査・研究を行います。

収集・運搬の環境負荷の低減

ごみ収集車は、大半はディーゼル車が使用されています。温暖化対策など地球環境を保全する観点から、温室効果ガスや粒子状物質(PM)等の排出低減など、委託業者に低公害車の導入について推奨します。

10. 中間処理計画

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）にて溶融処理が行われています。不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び有害ごみは同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）にて破碎・選別処理が行われています。資源ごみは同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）にて選別・圧縮・梱包処理及び一時保管が行われています。今後も、現体制で中間処理を継続します。

また、以下に示す事項にも取り組んでいきます。

中間処理施設の適正管理

倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）との連携のもと、該当施設の適正な維持管理・運転管理及び公害防止対策に努めます。

中間処理段階の循環利用の促進

中間処理段階において以下に示す循環利用を促進します。

- ・エコトピア池原（熱回収施設）における金属類や溶融スラグの有効利用、余熱利用（発電）の促進
- ・エコループ池原（リサイクルセンター）における、不燃性粗大ごみからの金属類の回収の徹底と、分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施
- ・草木の有効利用の促進

11. 最終処分計画

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣は倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋め立て処分が行われており、今後も現体制を継続します。

また、以下に示す事項にも取り組んでいきます。

最終処分場の適正管理
維持管理基準の遵守と周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分が継続できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。

最終処分量の最小化
最終処分場の延命化及び環境への負荷の抑制のため、ごみの排出抑制や分別の徹底、中間処理によるごみの減量化・資源化を行い、最終処分量の最小化を促進します。

12. その他の計画

(1) 事業者等への協力要請

製造事業者による自主回収ルートの確立及びごみにならない容器の利用促進や適正処理困難物等の処理施設整備を関係機関に要請します。

(2) 災害対策

災害発生時の廃棄物処理の円滑な実施に向け、周辺自治体や沖縄県など関係機関との連携を図るとともに、市域の災害対策に関する事項を定めた「沖縄市地域防災計画」と整合をとった災害廃棄物処理計画の整備を検討します。

(3) 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、ごみの減量化目標を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

本計画は、図 3-31 のような Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

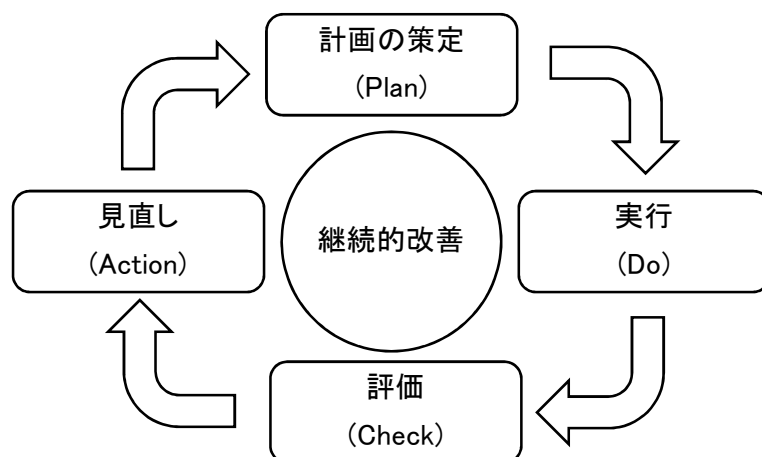


図 3-31 PDCA システム

(4) 推進体制

本市、住民及び事業者との協力・協働への取り組みにより一般廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するため、住民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要となります。イベントなどの啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていきます。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理の流れ

生活排水は、台所や風呂場から排出される「生活雑排水」とトイレから排出される「し尿」に分けられます。

公共下水道接続世帯では、生活雑排水及びし尿は下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」又は「みずクリン具志川」に運ばれ適正に処理されています。

合併処理浄化槽世帯では、生活雑排水及びし尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は収集業者により収集運搬され、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑(し尿処理場)」にて適正に処理されています。

単独処理浄化槽世帯では、し尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は合併処理浄化槽世帯と同様に「宜野湾清水苑(し尿処理場)」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

汲み取り世帯では、し尿は汲み取り槽にて一時保管し、収集業者により収集運搬され「宜野湾清水苑(し尿処理場)」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

単独処理浄化槽世帯及び汲み取り世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

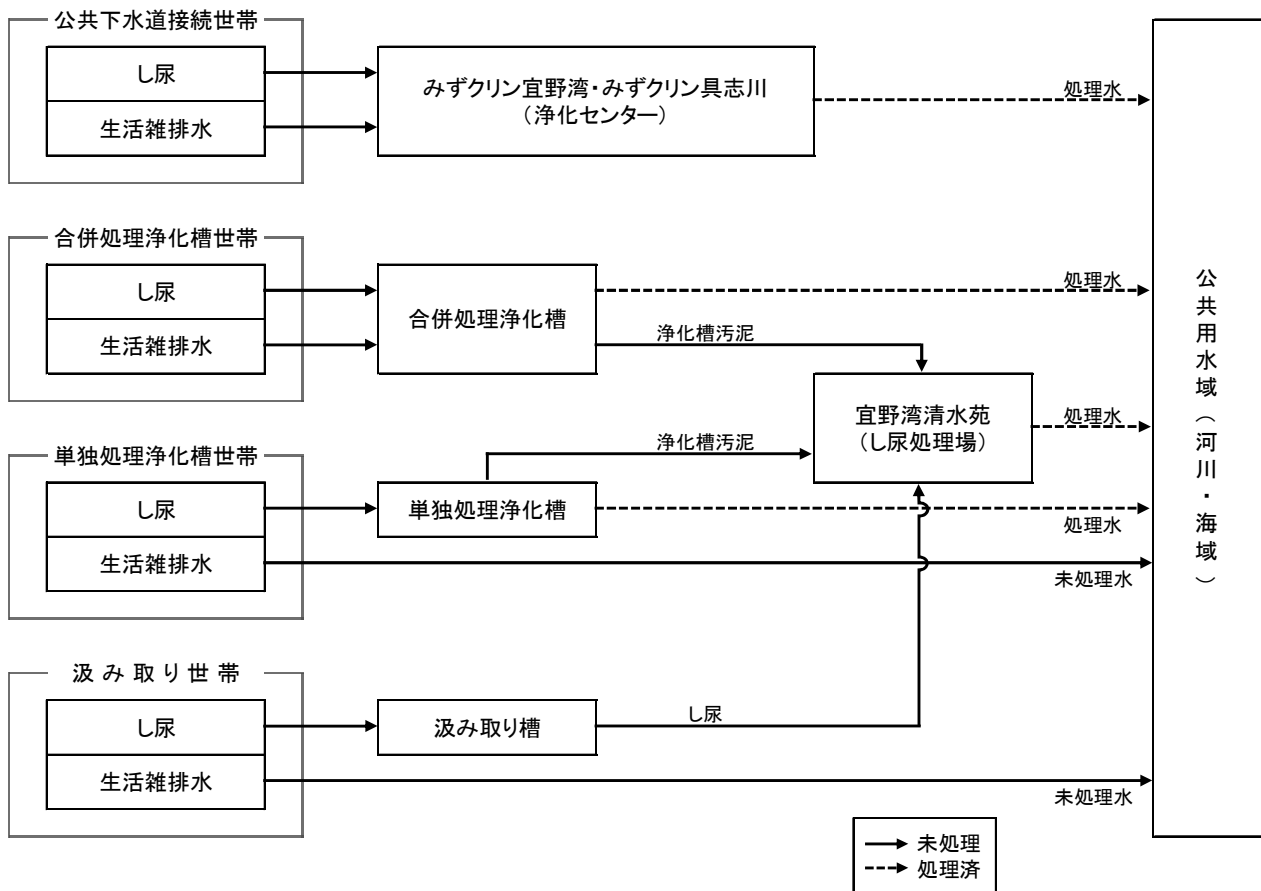


図 4-1 生活排水処理の流れ

(2) 施設整備状況

① し尿処理施設

汲み取り世帯から収集されたし尿及び浄化槽使用世帯から収集された浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑(し尿処理場)」にて適正に処理され、処理水は公共用水域へ放流されています。

表 4-1 宜野湾清水苑（し尿処施設）の概要

施設名称	宜野湾清水苑
所在地	宜野湾市伊佐 4 丁目 9 番 6 号
竣工年月	昭和 52 年 2 月
稼働年月	昭和 52 年 4 月
施設規模	130kL/日
処理方式	活性汚泥法、加圧浮上法、オゾン脱色法、濾過処理

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

② 浄化センター(下水道)

本市の下水は、中心市街地を含む西側を「みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)」、東海岸側を「みずクリン具志川(具志川浄化センター)」にて適正に処理され、処理水は公共用水域へ放流されています。

表 4-2 浄化センターの概要

施設名称	みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）	みずクリン具志川（具志川浄化センター）
所在地	宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号	うるま市洲崎 1 番地
供用開始年月	昭和 45 年 7 月	昭和 62 年 7 月
処理能力	126,500 m ³ /日	最大 36,700 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法、担体添加型活性汚泥法	標準活性汚泥法

資料 沖縄県土木建築部下水道事務所ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesuikan/index.html>)
「沖縄県流域下水道維持管理年報（平成 30 年度）」（沖縄県土木建築部下水道事務所）

(3) 下水道の普及状況

下水道の普及状況は、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)、実際に下水道を利用している世帯(接続世帯)ともに増加しており、令和1年度における下水道接続率は88%となっています。

下水道の普及に伴い、下水道を利用していない世帯(未接続世帯：合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・汲み取り)は減少しています。

表 4-3 下水道の普及状況 (単位：世帯)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
総世帯数	53,393	54,434	55,775	56,507	57,537	59,065	60,171	61,068	62,365	63,463
接続可能世帯数	50,849	51,948	54,330	54,760	55,835	57,276	58,323	59,301	60,584	61,642
接続世帯数	41,362 (77.5%)	42,220 (77.6%)	44,715 (80.2%)	45,312 (80.2%)	46,955 (81.6%)	48,734 (82.5%)	50,546 (84.0%)	51,475 (84.3%)	52,791 (84.6%)	54,224 (85.4%)
未接続世帯数	12,031 (22.5%)	12,214 (22.4%)	11,060 (19.8%)	11,195 (19.8%)	10,582 (18.4%)	10,331 (17.5%)	9,625 (16.0%)	9,593 (15.7%)	9,574 (15.4%)	9,239 (14.6%)
下水道普及率	95.2%	95.4%	97.4%	96.9%	97.0%	97.0%	96.9%	97.1%	97.1%	97.1%
下水道接続率	81.3%	81.3%	82.3%	82.7%	84.1%	85.1%	86.7%	86.8%	87.1%	88.0%

資料 沖縄市上下水道局下水道課資料

※()内の数値は総世帯数に対する割合

※下水道普及率：総世帯数に対して、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)の割合【接続可能世帯数÷総世帯数×100】

※下水道接続率：下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)に対して、実際に下水道を利用している世帯(接続世帯)の割合【接続世帯数÷接続可能世帯数×100】

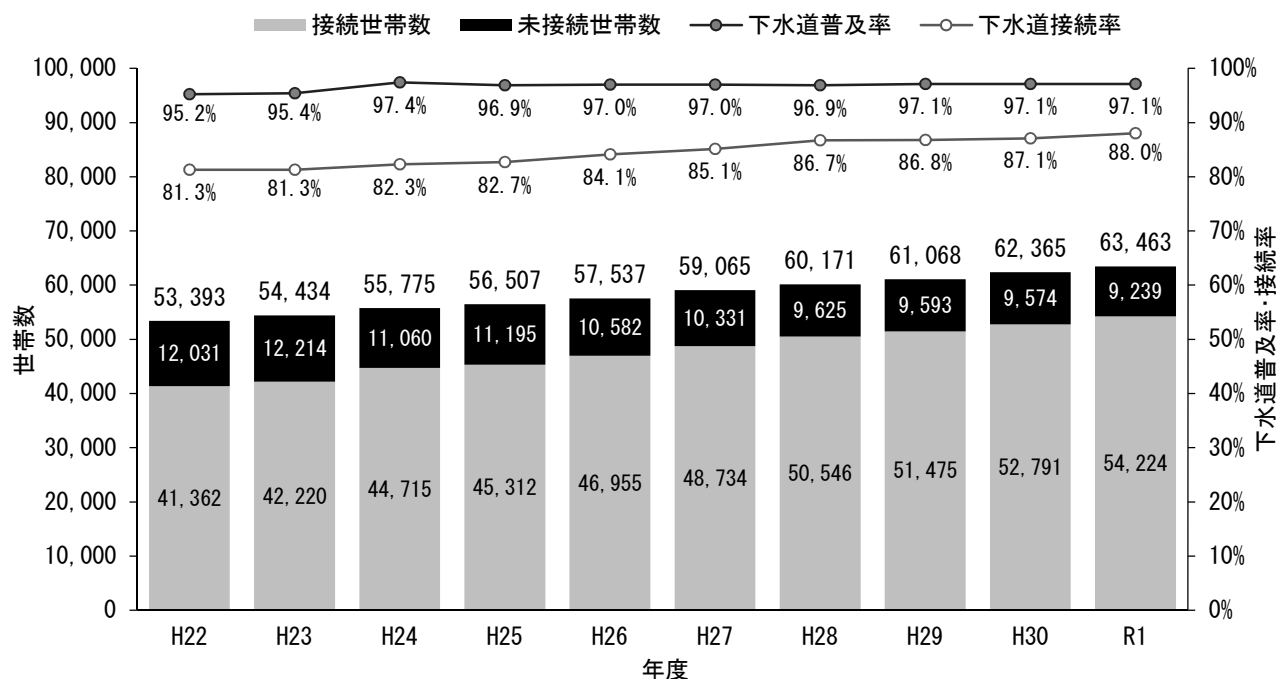


図 4-2 下水道の普及状況

(4) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿・浄化槽汚泥の排出状況は、平成 22 年度から平成 27 年度までは若干の増減はあるものの増加傾向でしたが、平成 27 年度以降はほぼ横ばいに推移しています。

し尿は、平成 25 年度をピークに減少しており、浄化槽汚泥は増加しています。

表 4-4 し尿・浄化槽汚泥の排出状況（単位：kL/年）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
し尿	1,604 (37.3%)	1,505 (35.8%)	1,610 (37.0%)	1,648 (36.0%)	1,647 (36.5%)	1,491 (31.9%)	1,349 (29.3%)	1,370 (29.3%)	1,253 (26.7%)	1,227 (26.2%)
浄化槽汚泥	2,702 (62.7%)	2,697 (64.2%)	2,737 (63.0%)	2,936 (64.0%)	2,869 (63.5%)	3,189 (68.1%)	3,252 (70.7%)	3,311 (70.7%)	3,445 (73.3%)	3,454 (73.8%)
合計	4,306 (100%)	4,202 (100%)	4,347 (100%)	4,584 (100%)	4,516 (100%)	4,680 (100%)	4,601 (100%)	4,681 (100%)	4,698 (100%)	4,681 (100%)

資料 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省、沖縄市）

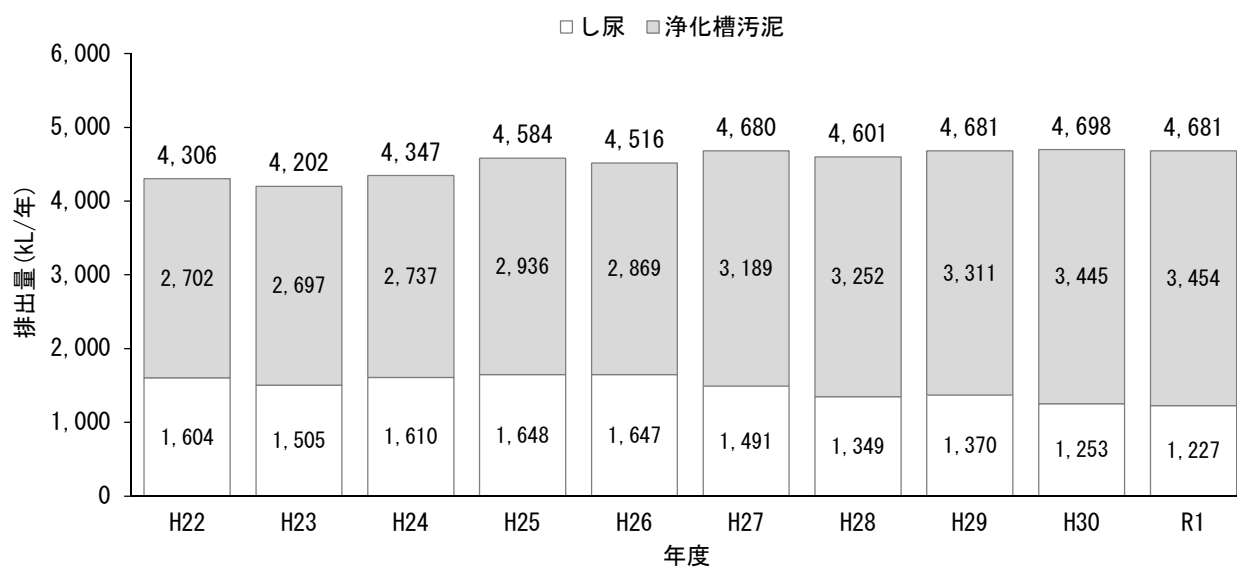


図 4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

2. 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の現況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 生活排水に係る課題

公共下水道の接続率の向上

本市では、公共下水道の整備を推進しており、整備区域に存在する未接続世帯に対しては、下水道への接続を促進する必要があります。

合併処理浄化槽への転換の推進

公共下水道の未整備区域に存在する汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。

汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握

本市には汲み取り世帯及び浄化槽世帯が存在しますが、これらの実態把握は不十分な状況にあります。

本市下水道事業を所管する本市上下水道局及び浄化槽の設置届出等を所管する沖縄県中部保健所と連携を図り実態把握に努める必要があります。

生活雑排水の河川への排出

本市の河川における水質汚濁の原因の一つに、日常生活の中で発生する生活雑排水が未処理のまま排出されていることが要因として考えられています。よって、生活雑排水対策の推進が課題となります。

生活排水処理対策の啓発

本市の水質保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及び効果等について広く住民に啓発し、また、発生源における対策（水切りネットの使用、廃食油を流さない、洗剤の使用量を減らす等）により、自然環境への負荷低減を図る必要があります。

(2) し尿・浄化槽汚泥に係る課題

収集・運搬体制の効率化
し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の許可業者が行っており、当面はこの体制を維持しますが、下水道の普及によりし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少が想定されるため、より効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

し尿処理施設の維持管理
本市のし尿及び浄化槽汚泥が処理されている倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」は、施設稼働から 40 年が経過しており、処理設備等の老朽化に伴って、施設の更新が必要な段階を迎えています。そのため、倉浜衛生施設組合では新し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備事業を令和 4 年度の供用開始に向けて進めているところです。 新し尿処理施設においては、再生資源化物の有効活用を促進し、循環型社会の形成を目指します。し尿及び浄化槽汚泥は固液分離方式（処理水は下水道放流）で処理することとなっており、当該施設は、宜野湾清水苑と同様に、適正に維持管理し、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていく必要があります。

3. 生活排水の将来推計について

本市の下水道処理人口普及率は、97.3%(令和1年度末)となっています。

今後は、公共下水道への接続促進及び公共下水道の整備推進により、汲み取り世帯及び浄化槽世帯が減少し、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくと考えられます。

本市では、汲み取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態の把握が困難であるため、生活排水量の将来推計が難しい状況にあります。

地域における公共下水道の整備状況を踏まえ地域特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

※資料

「令和元年度末の汚水処理人口普及状況について」令和2年9月4日
国土交通省 報道発表資料

※下水道処理人口普及率

総人口に対して、下水道が利用できる人口(接続可能人口)の割合
【下水道を利用できる人口÷総人口×100】

※表中「－」は、下水道事業に未着手の市町村を示しています。

※表中「＊」は、下水道整備予定の無い市町村を示しています。

表 4-5 下水道処理人口普及率

市町村名	普及率
那 覇 市	98.2%
宜野湾市	95.9%
石 垣 市	32.6%
浦 添 市	97.1%
名 護 市	69.4%
糸 満 市	68.4%
沖 縄 市	97.3%
豊見城市	72.5%
うるま市	66.9%
宮古島市	16.0%
南 城 市	26.8%
国 頭 村	－
大宜味村	7.3%
東 村	＊
今帰仁村	＊
本 部 町	64.6%
恩 納 村	＊
宜野座村	＊
金 武 町	＊
伊 江 村	＊
読 谷 村	24.7%
嘉手納町	100.0%
北 谷 町	98.6%
北中城村	62.9%
中 城 村	58.3%
西 原 町	42.4%
与那原町	83.3%
南風原町	70.0%
渡嘉敷村	33.0%
座間味村	64.9%
栗 国 村	＊
渡名喜村	＊
南大東村	＊
北大東村	＊
伊平屋村	＊
伊是名村	＊
久米島町	63.0%
八重瀬町	－
多良間村	＊
竹 富 町	8.1%
与那国町	＊
沖 縄 県	72.0%

4. 生活排水処理の基本理念・基本方針

本計画の基本理念を以下のとおりとし、自然と調和した居住環境の整備、比謝川等を利用した水資源の確保、上下水道の整備、公害の防止等生活基盤の整備を推進することを重要課題とします。

環境と調和し持続可能な国際都市を創るまち

また、比謝川流域は平成9年度に生活排水対策重点地域への指定を受けており、社会的にも水質浄化の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

このため、生活排水を適切に処理することが重要となっており、住民に対し、生活排水対策の重要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標として、水質の改善を図るにとどまらず、総合的な水質保全対策を展開することとします。

生活排水処理対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、その基本方針を以下のとおりとします。

- (1) 集落の形態をなさず分散して立地している家屋については、各戸で合併処理浄化槽により処理します。
- (2) 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を推進するため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導等を検討します。
- (3) 今後行われる宅地開発については、地形や位置、開発の規模等に応じて、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を推進します。

生活排水処理の基本理念・基本方針及び生活排水対策(次頁)と関係のあるSDGsの目標



5. 生活排水処理対策

生活排水処理対策として、以下の事項に取り組むこととします。

公共下水道による生活排水処理の推進

生活排水による自然環境への負荷を低減するため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、下水道整備区域内の未接続世帯に対して、啓発活動を強化し、下水道への接続を推進していきます。

合併処理浄化槽への転換の推進

汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯からは、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されており、水質汚濁の原因となっています。これらの世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水の適正処理を推進していきます。

汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握

下水道への接続の推進及び合併浄化槽への転換を効率的に図るため、関係機関と連携し本市に存在する汲み取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に努めます。

浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽は定期的な保守点検や清掃を行わなければ本来の機能を十分に発揮することができず、放流水の水質悪化や悪臭が発生し、生活環境が悪くなる原因になってしまいます。意識啓発活動等により、浄化槽の適正な維持管理の実施を働き掛けていきます。

生活排水処理対策の啓発

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知を図ります。

6. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

令和4年度供用開始予定の新し尿処理施設の整備事業において、汚泥再生処理センターの整備に向け取り組んでいるところです。倉浜衛生施設組合では、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行うと同時に、処理過程で発生する汚泥を給食センターからの生ごみ（調理残渣）の有機性廃棄物と併せて助燃剤として資源化することにより、循環型社会の形成を目指しています。

新し尿処理施設整備後の生活排水処理の流れを以下に示します。

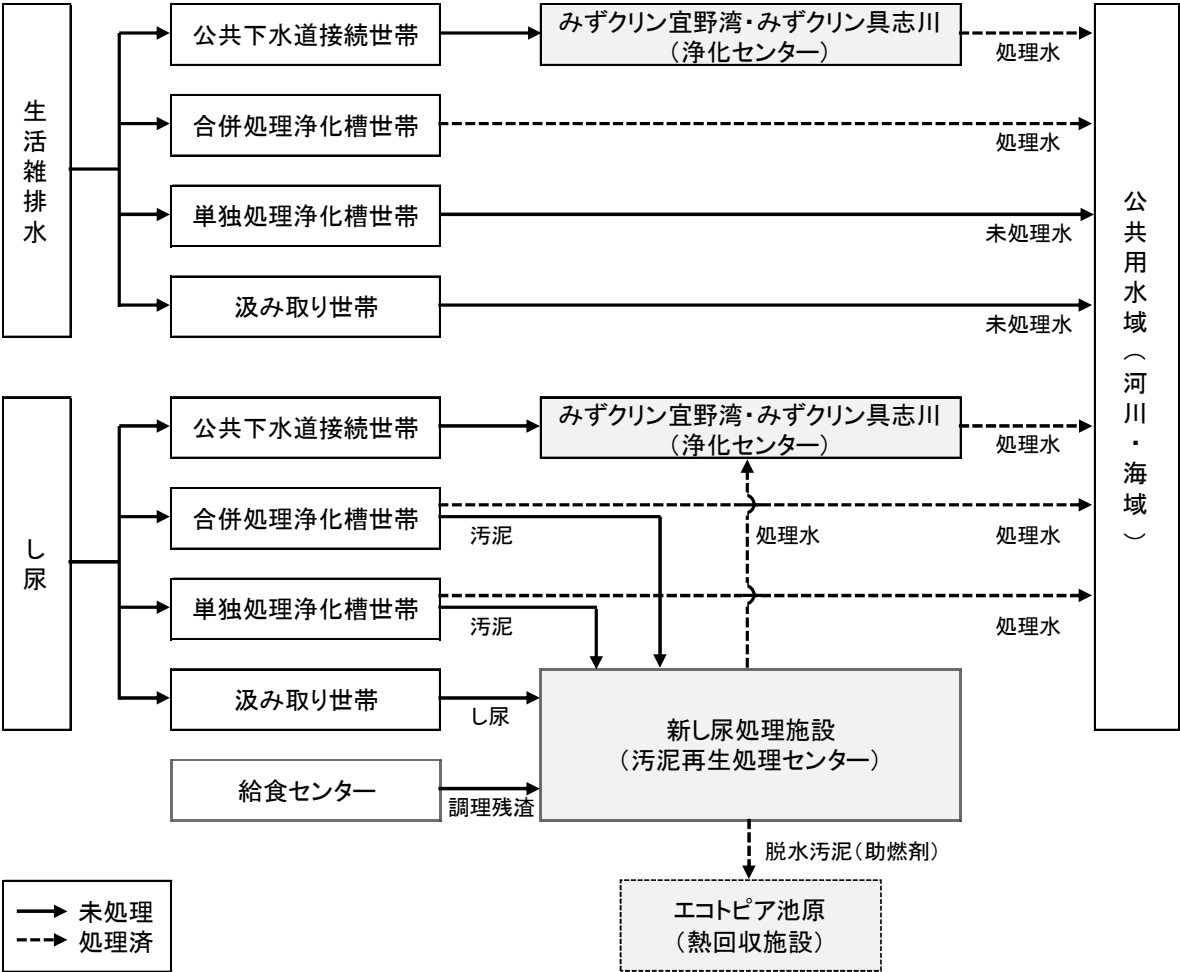


図 4-4 生活排水処理の流れ（新し尿処理施設整備後）

7. 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は本市全域（米軍施設を除く）とし、本市の許可業者により収集・運搬を行います。下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少が想定されるため、より効率的な収集・運搬体制を検討していきます。

8. 中間処理計画

（１）公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、接続可能世帯に対し、下水道への接続を推進します。

（２）合併処理浄化槽

公共下水道の未整備区域においては、汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を推進します。また、浄化槽の適正な維持管理について周知し、意識啓発を図ります。

（３）し尿処理施設

汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑（し尿処理場）にて適正に処理されており、今後も現体制を継続します。

なお、新し尿処理施設の整備後は、処理過程で発生する汚泥を給食センターからの調理残渣と併せて資源化（助燃剤化）し、エコトピア池原（熱回収施設）にて助燃剤として有効利用していきます。

9. 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の残渣（汚泥）は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）にて熔融処理が行われており、今後も現体制を継続します。

添付資料 関係法令

1. 循環型社会を形成するための法体系

廃棄物を取り巻く関係法令の体系及び各法令等の概要を以下に示します。



資料：第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレット(平成 30 年 10 月)

添付資料 図 1 循環型社会を形成するための法体系

(1) 環境基本法

平成5年(1993年)に制定された「環境基本法」は、環境の保全について基本理念を定め、国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本事項を定めています。

環境基本法制定以前は、「公害対策基本法」および「自然環境保全法」の二つの基本的な法律の枠組みに従って環境政策が行われてきましたが、廃棄物、化学物質、大気汚染などの環境問題、地球温暖化などの国際的な環境問題などの地球規模の環境問題に対応するためには、事業者への排出規制や地域的な自然保護を主眼とする法律では対応が難しい状況となりました。

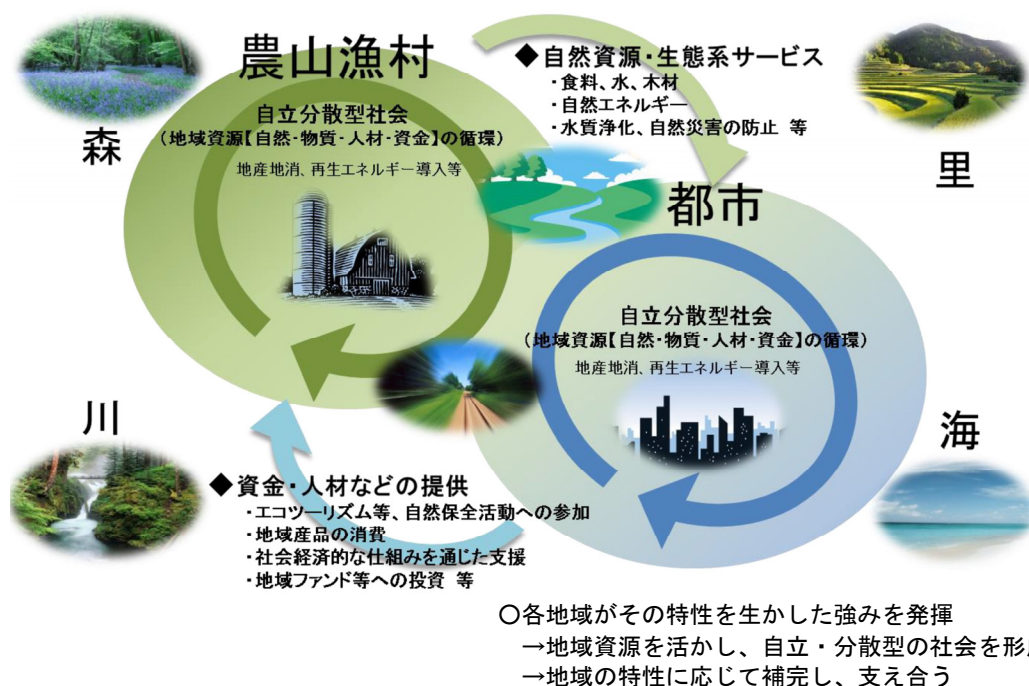
環境基本法は、環境問題の変化に対応するために公害対策基本法を継承し、自然環境保全法の理念部分等を加えたものとなっています。

環境基本法の制定により、公害と自然の二つの枠組みを包括した、総合的な環境政策の枠組みが与えられました。

環境基本法は、循環型社会形成推進基本法や生物多様性基本法とともに、理念法として我が国における環境法令の原点となっています。

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「環境基本計画」が制定されており、「第五次環境基本計画」が平成30年4月17日に閣議決定されています。

「第五次環境基本計画」では目指すべき社会の姿として①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現を示しています。



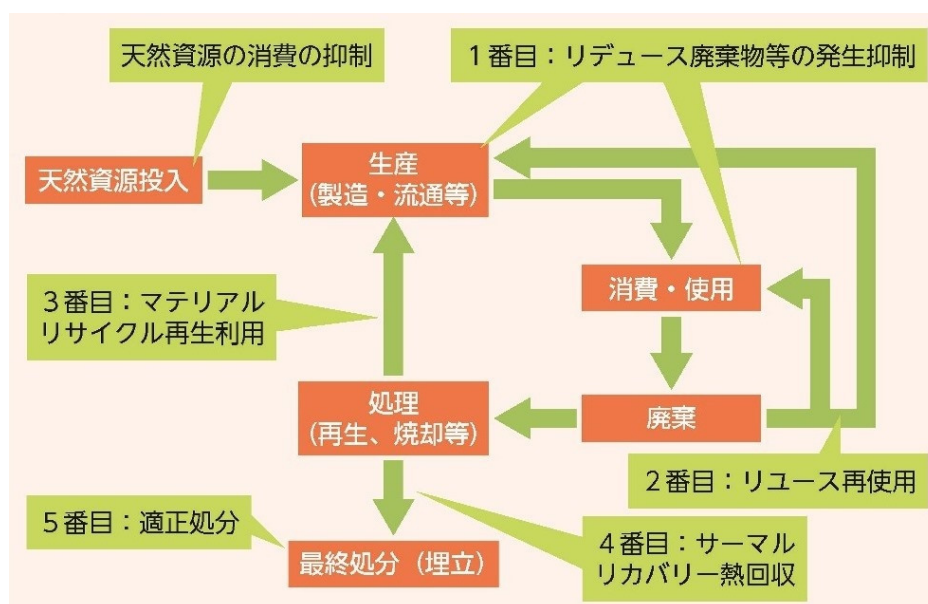
資料：第五次環境基本計画の概要(環境省)

添付資料 図2 地域循環共生圏

(2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、平成 12 年（2000 年）に制定されています。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」と位置づけ、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

添付資料 図 3 循環型社会の姿

添付資料 表 1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位。

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、

- [1] 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- [2] 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- [1] 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- [2] 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- [3] 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- [4] 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- [5] 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- [6] 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- ・廃棄物等の発生抑制のための措置
- ・「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- ・「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- ・再生品の使用の促進
- ・環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

(3) 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、清掃法を全面改正及び廃止する形で昭和45年（1970年）に制定されています。

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物処理法では、「廃棄物」の定義をごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）としています。

また、廃棄物の保管、運搬及び処分方法に関する基準や排出事業者、地方公共団体等の関係者の責務が規定されています。

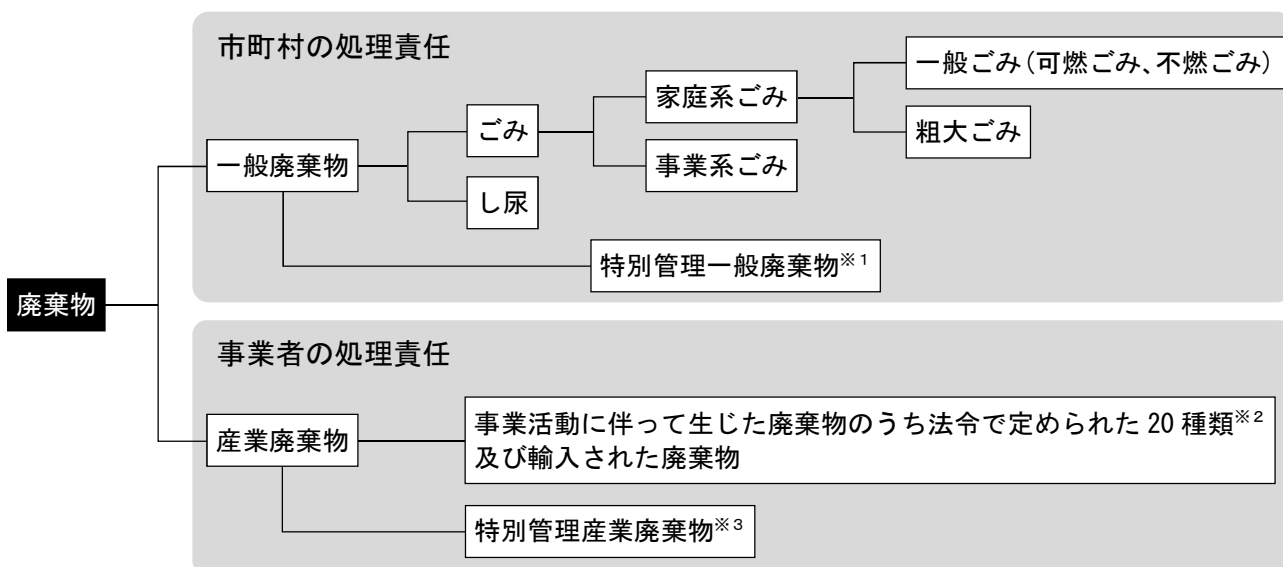
① 廃棄物の区分・種類

廃棄物は、大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分されます。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた廃棄物（20種類）と輸入された廃棄物をいいます。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ及びし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分類しています。



※1 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

※2 ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記19種類を処分するために処理したもの

※3 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

添付資料 図4 廃棄物の区分・種類

②関係者の責務

廃棄物処理法では、廃棄物処理に係る関係者（国民、事業者、国及び地方公共団体）の責務が規定されています。

以下に関係者の責務を示します。

【国民の責務】

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【事業者の責務】

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ・事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

- ・市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- ・都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- ・国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- ・国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(4) 資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年(1991年)に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」を一部改正し平成12年(2000年)に公布されています。

資源有効利用促進法は、1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制(リデュース)、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものとなっています。

平成13年4月から、以下の10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を本法の対象業種・対象製品として、事業者に対して3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組が求められています。

事業者に求められる取組の内容は以下のとおりとなっています。

①特定省資源業種

副産物の発生抑制等(原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進)に取り組むことが求められている業種。

パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業(塩製造業を除く。)及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業(原動機付自転車の製造業を含む。)

②特定再生利用業種

再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められている業種。

紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業、複写機製造業

③指定省資源化製品

下記製品の製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むことが求められています。

自動車(製造及び修理事業者)、家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機)、パソコン、ぱちんこ遊技機(回胴式遊技機を含む)、金属製家具(金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす)、ガス・石油機器(石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機)

④指定再利用促進製品

下記製品の製造事業者は、再生資源又は再生部品の利用の促進(リユース・リサイクルが容易な製品の設計・製造)に取り組むことが求められています。

自動車(製造及び修理事業者)、家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機)、パソコン、ぱちんこ遊技機(回胴式遊技機を含む)、複写機、金属製家具(金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす)、ガス・石油機器(石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機)、浴室ユニット・システムキッチン、小形二次電池使用機器(電動工具、コードレスホン等の28品目)

⑤指定表示製品

下記製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められています。

スチール製・アルミニウム製の缶、ペットボトル、小形二次電池(密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池)、塩化ビニル製建設資材(硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙)、紙製容器包装・プラスチック製容器包装

⑥指定再資源化製品

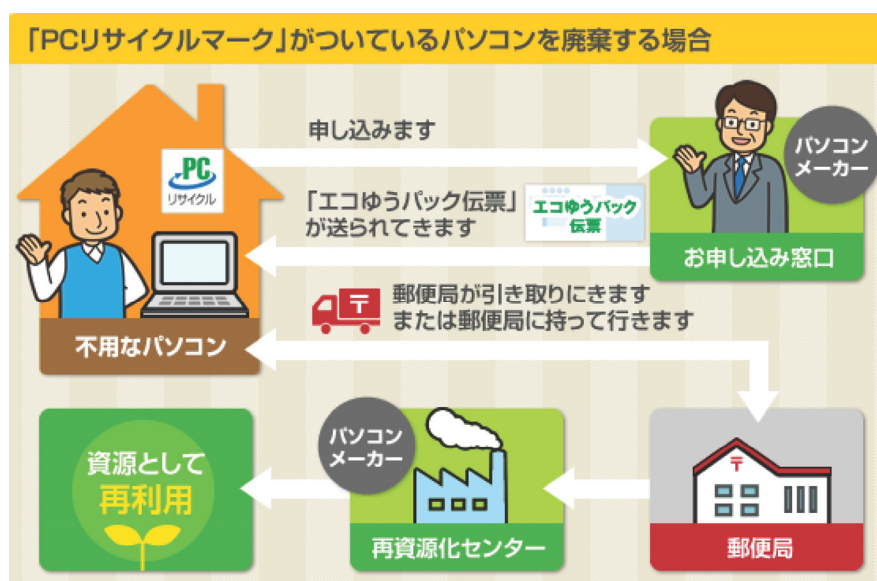
下記製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められています。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められています。

パソコン(ブラウン管式・液晶式表示装置を含む)、小形二次電池(密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池)

⑦指定副産物

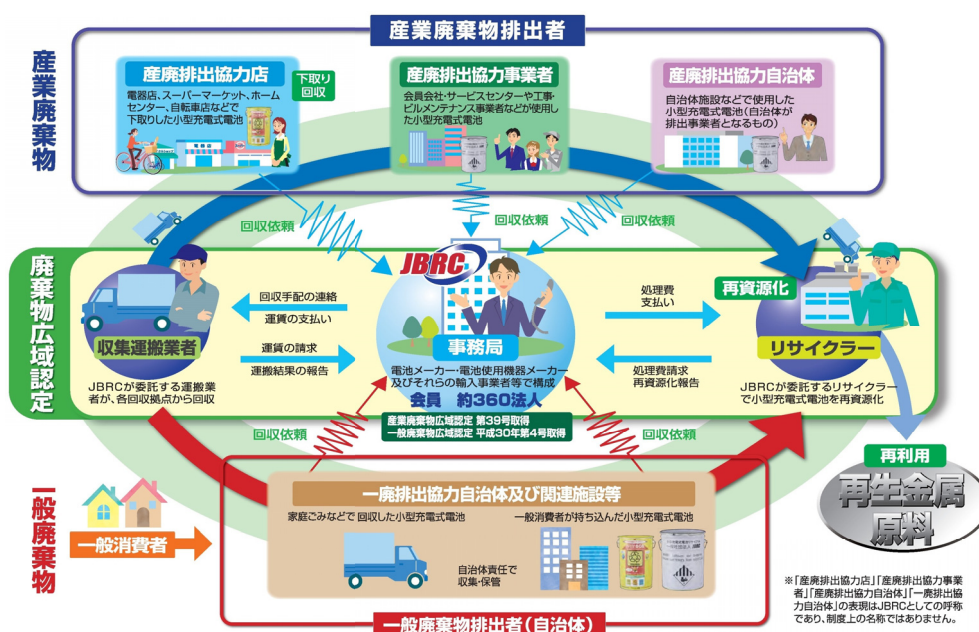
以下の副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められています。

- 電気業の石炭灰
- 建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材



資料：一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ(https://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html)

添付資料 図5 パソコンリサイクルの流れ



資料：一般社団法人JBRCパンフレット

添付資料 図6 小型充電式電池のリサイクル例

(5) 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年(1995年)に制定されています。

容器包装リサイクル法は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源有効活用を図ることを目的としています。

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。

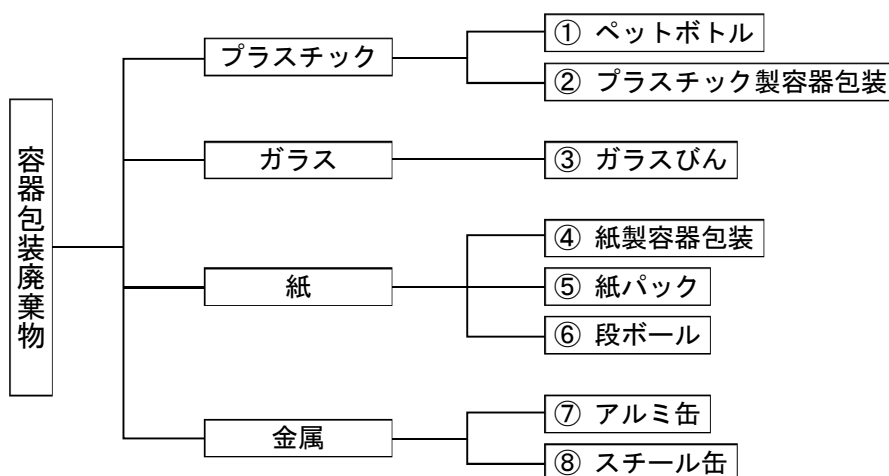


資料：環境省ホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/yoki/a_1_recycle/index.html)

添付資料 図7 容器包装リサイクル法の仕組み

容器包装リサイクル法では、容器(商品を入れるもの)、包装(商品を包むもの(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む))のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、下記の8種類を対象としています。



添付資料 図8 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

(6)家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成10年（1998年）に制定されています。

家電リサイクル法制定以前は、一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、廃家電製品には処理が困難なものが多く、有用な資源が多くあるにもかかわらず大部分が埋立処分されていました。

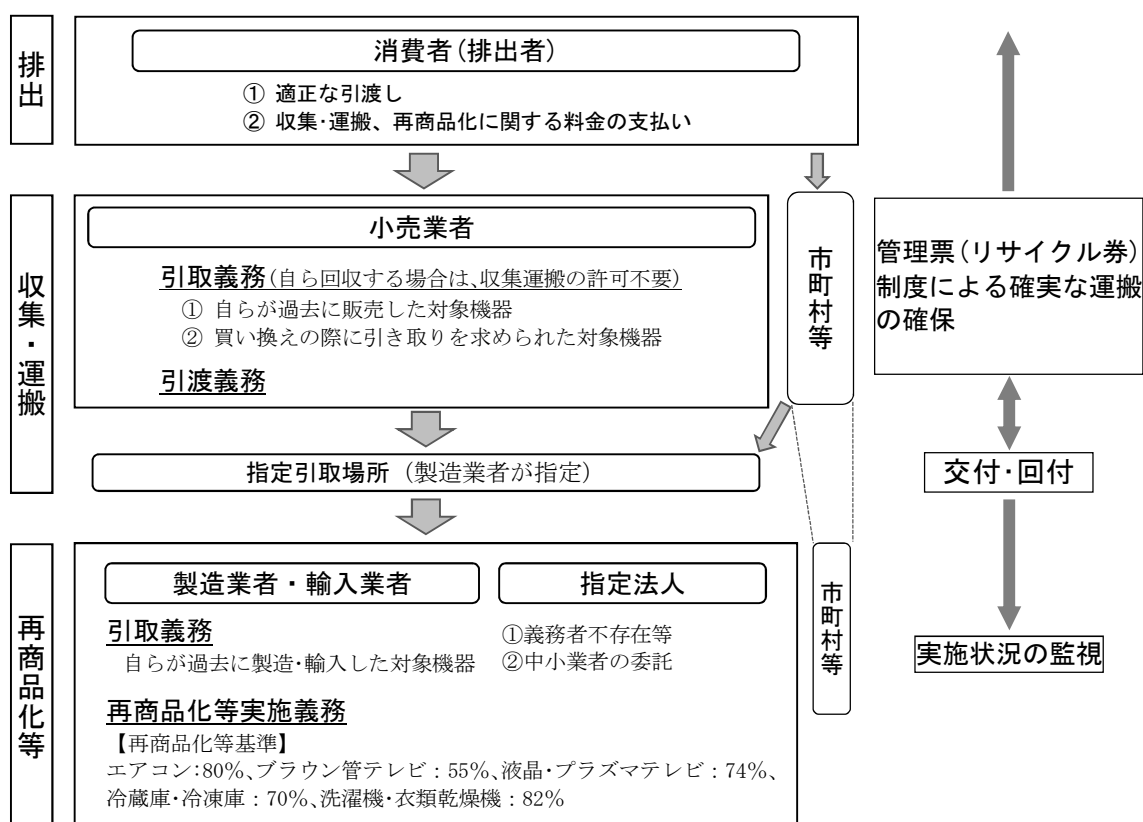
そこで廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が定められました。

家電リサイクル法では、①エアコン、②テレビ、③電気冷蔵庫・電気冷凍庫、④電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目を特定家庭用機器と定め、小売業者による引き取り及び製造業者・輸入業者による再商品化等（リサイクル）が義務づけられ、消費者（排出者）には特定家庭用機器を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

また、製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められているリサイクル率（55～82％）を達成しなければならないとともに、フロン類を使用している家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式のもの）については、含まれるフロンを回収しなければなりません。

国の役割としては、リサイクルに関する必要な情報提供や不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告・命令・罰則の措置を定めています。

そのほか、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうかを消費者からも確認することができるシステムとなっています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/gaiyo.html>)

添付資料 図9 家電リサイクル法の仕組み

(7) 食品リサイクル法

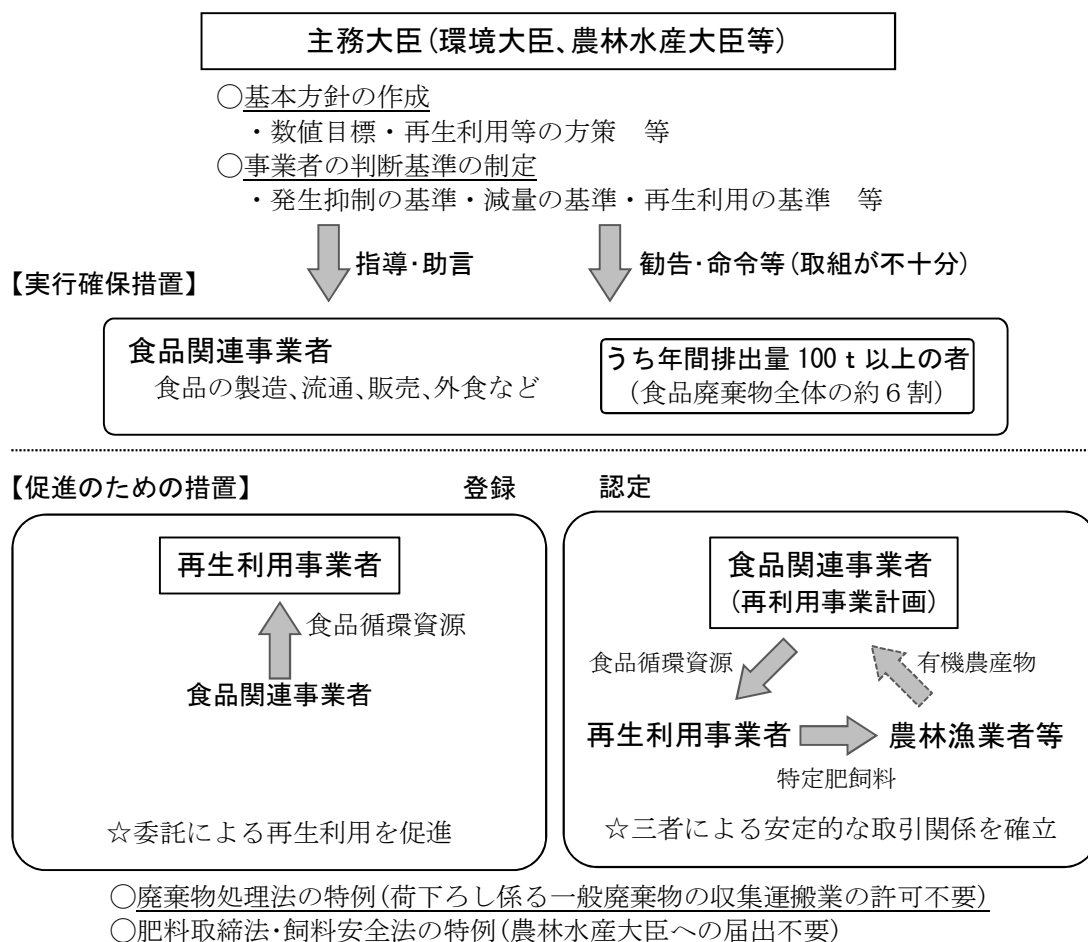
正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年（2000 年）に制定されています。

食品リサイクル法では、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための措置等が規定されています。

食品リサイクル法において、事業者及び消費者は食品廃棄物等の発生抑制等に努め、食品関連事業者は主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされています。

主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し、指導、助言、勧告及び命令を行うことができます。

さらに、これら食品関連事業者の再生利用等への取組を促進する措置として、主務大臣の登録を受けた再生利用事業者等について、廃棄物処理法、肥料取締法等の特例が講じられることを規定しています。



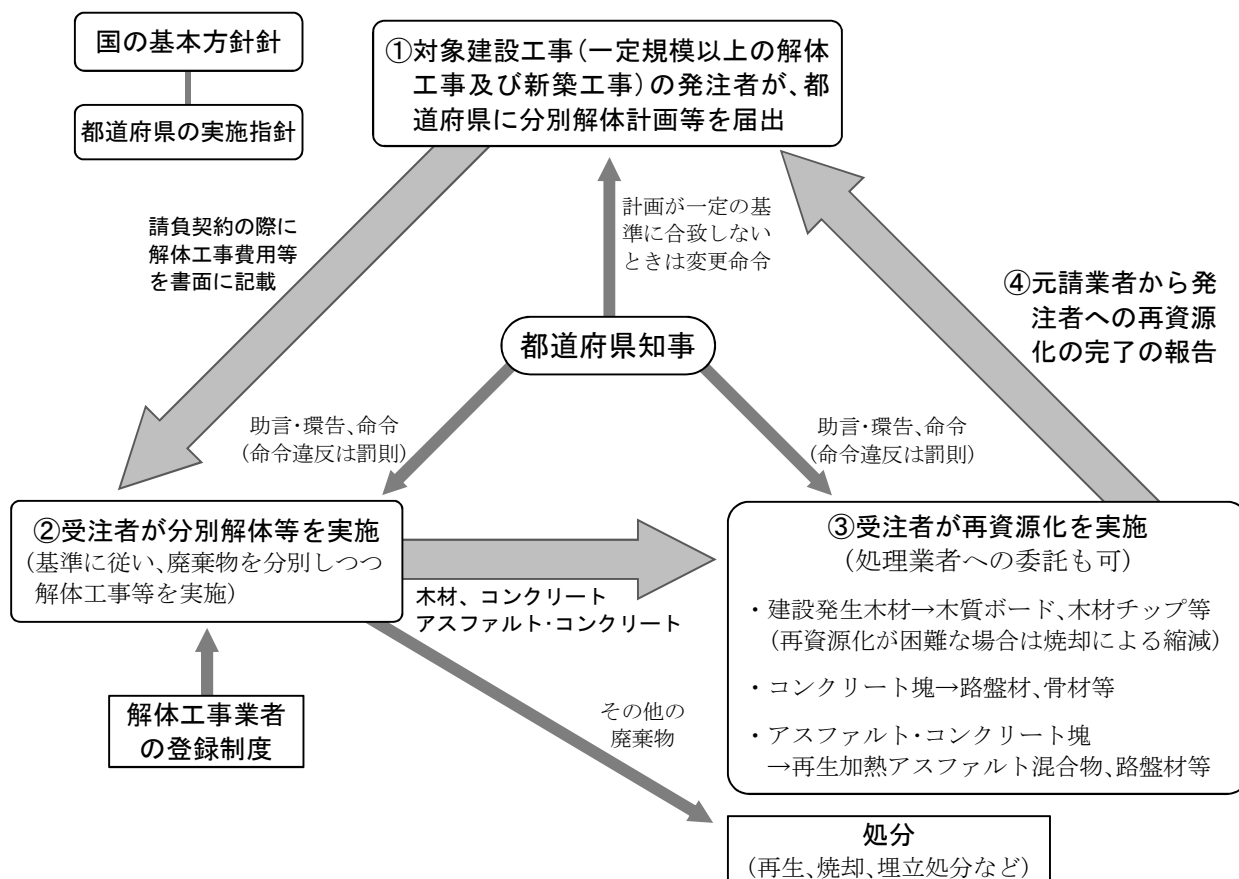
資料：平成 18 年版 循環型社会白書（環境省）

添付資料 図 10 食品リサイクル法の仕組み

(8)建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年（2000年）に制定されています。

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>)

添付資料 図11 建設リサイクル法の概要

(9) 自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成 14 年（2002 年）に制定されています。

自動車リサイクル法は、自動車のリサイクルについて使用済自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー及び輸入業者の役割を定めたものです。

①対象車種

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、以下のものを除く全ての自動車(トラック・バス等の大型車やナンバープレートの付いていない構内車も含む)です。

被けん引車、二輪車(原動付自転車、側車付きのもの含む)、大型特殊自動車・小型特殊自動車、その他政令で定めるもの

②関係者の役割分担

自動車リサイクル法では、関係者の役割分担を以下のように明確化しています。

自動車製造業者・輸入業者(自動車製造業者等)の役割

自らが製造又は輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル(フロン類については破壊)を適正に行う。

引取業者の役割

自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

フロン類回収業者の役割

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。

解体業者の役割

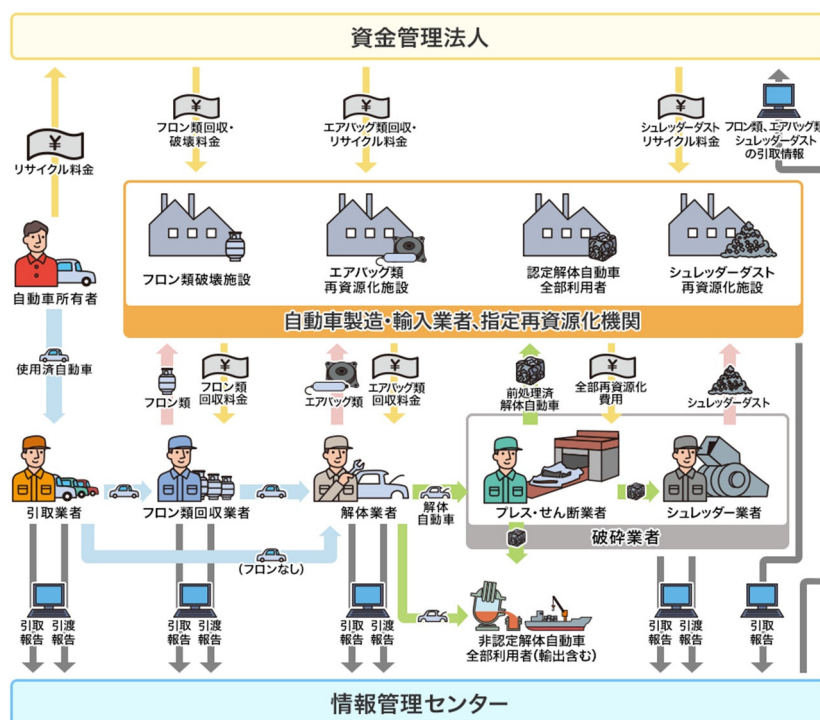
使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。

破砕業者の役割

解体自動車のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。

自動車所有者の役割

使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/car/outline2.html>)

添付資料 図 12 自動車リサイクル法の概念図

(10) 小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 25 年（2013 年）に制定されています。

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

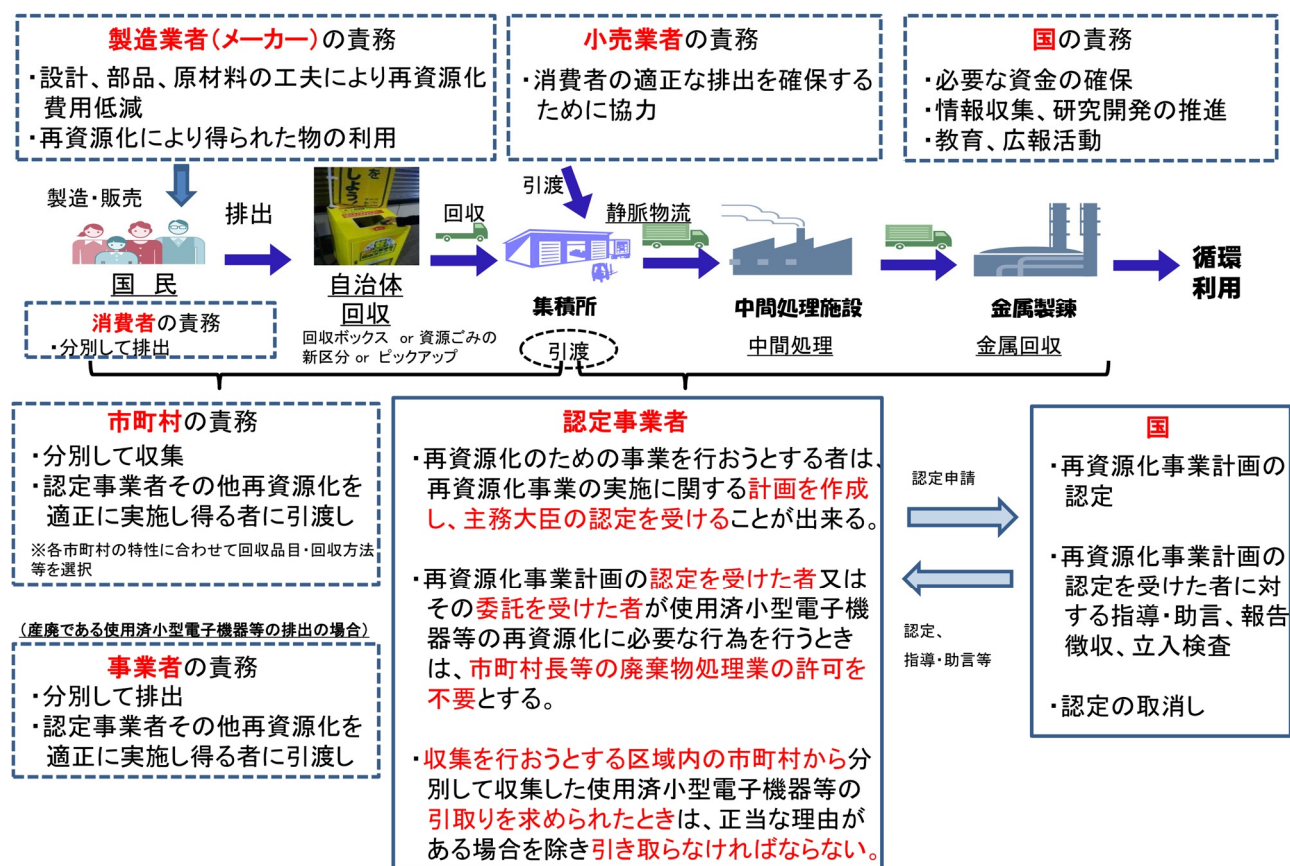
【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令において指定しており、

政令では、「家電リサイクル法」の対象となる家電 4 品目を除く、28 種類の品目が指定されています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>)

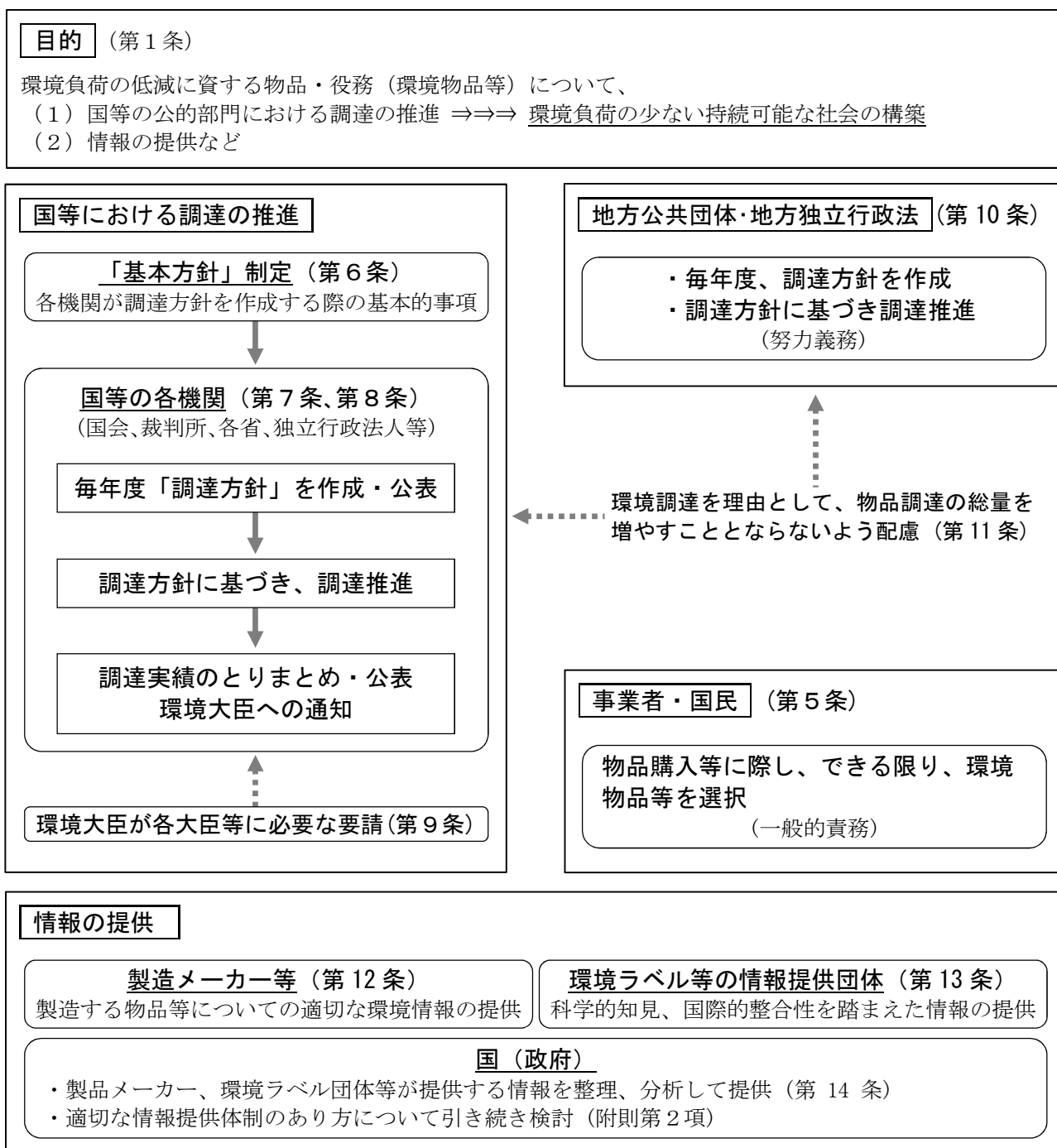
添付資料 図 13 小型家電リサイクル法の概要

(11) グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年（2000年）に制定されています。

グリーン購入法では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。



資料：環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/houritu.html>)

添付資料 図14 グリーン購入法の仕組み

沖縄市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)

令和3年3月

発 行：沖縄市 市民部 環境課
〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
電話 098-939-1212(代表)

作成委託：一般財団法人沖縄県環境科学センター
〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地
電話 098-875-1941(代表)